

魚津市耐震改修促進計画

平成23年 1 月

魚津市

【 目 次 】

■ 序章 計画の目的	1
------------	---

■ 第 1 章 住宅及び建築物の耐震化の目標	2
------------------------	---

1 - 1 想定される地震規模及び被害	2
(1) 活断層	
(2) 過去の地震	
(3) 想定される地震被害	
1 - 2 耐震化の現状	11
(1) 住宅	
(2) 特定建築物	
(3) 災害時に重要な役割を担う施設	
1 - 3 耐震化の目標	16
(1) 住宅	
(2) 特定建築物	
(3) 災害時に重要な役割を担う施設	

■ 第 2 章 住宅及び建築物の耐震化促進を図るための基本方針	26
---------------------------------	----

2 - 1 住宅及び建築物の耐震化促進を図るための基本方針	26
(1) 総合的な耐震対策の促進	
(2) 啓発活動・情報提供の促進	
(3) 市民や関係機関等との協働による取り組みの促進	
2 - 2 住宅及び建築物の耐震化促進を図るための施策体系	27

第3章 住宅及び建築物の耐震化促進を図るための施策 28

- 3 - 1 総合的な耐震対策の促進 28
 - (1) 民間建築物等の耐震化に向けた支援
 - (2) 公共建築物の耐震化の実施
 - (3) 総合的な防災対策の実施
- 3 - 2 啓発活動・情報提供の促進 43
 - (1) 多様な手段による啓発活動の実施
 - (2) 信頼性の高い耐震化関連情報の提供
- 3 - 3 市民や関係機関等との協働による取り組みの促進 . . . 48
 - (1) 地域での取り組みに対する支援
 - (2) 事業者による取り組みに対する支援
 - (3) 計画の管理

参考資料

- 参 - 1 特定建築物
- 参 - 2 耐震改修促進法
 - (1) 改正耐震改修促進法の概要
 - (2) 耐震改修促進法
- 参 - 3 建築基準法（耐震規定）の主な変遷 xiv

序章 計画の目的

計画の目的

近年、新潟県中越地震や福岡県西方沖地震などの大地震の頻発を受け、平成17年に建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）が改正され、住宅・特定建築物の耐震化の目標を平成27年度末に約9割とするほか、都道府県による耐震改修促進計画策定の義務づけ等が行われたところである。

富山県では、この耐震改修促進法の改正を受け、平成19年4月に「富山県耐震改修促進計画」を策定し、平成27年度末の耐震化率を住宅で85%、特定建築物で90%とすることを目標とするほか、耐震診断・耐震改修の促進に向けた取り組み等が位置づけられたところである。

このような状況を受け、魚津市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）では、本市における住宅・特定建築物等の耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震化の目標とともに、その実現のための基本方針及び施策を定めることを目的に策定するものである。

特定建築物について

- ・特定建築物とは、耐震改修促進法に定められた、多数のものが利用する建築物等のことである。一般的には3階建以上かつ1,000㎡以上の建築物であるが、幼稚園・保育所は2階建以上かつ500㎡以上、小中学校・老人ホーム等は2階建以上かつ1,000㎡以上と、対象建築物が広がっている。（参考資料参照）

計画期間

本計画の計画期間を、平成23年度から平成27年度の5年間とする。

第1章 住宅及び建築物の耐震化の目標

1-1 想定される地震規模及び被害

(1) 活断層

富山県内の活断層

断層とは、ある面を境として両側にずれのみられる地質現象をいい、その中で、地質時代でいう第四紀（約180万年前から現在の間）において繰り返し活動し、将来も活動する可能性のあるものを特に活断層という。

富山県では、現在、36以上の活断層の存在が確認又は推定されている。

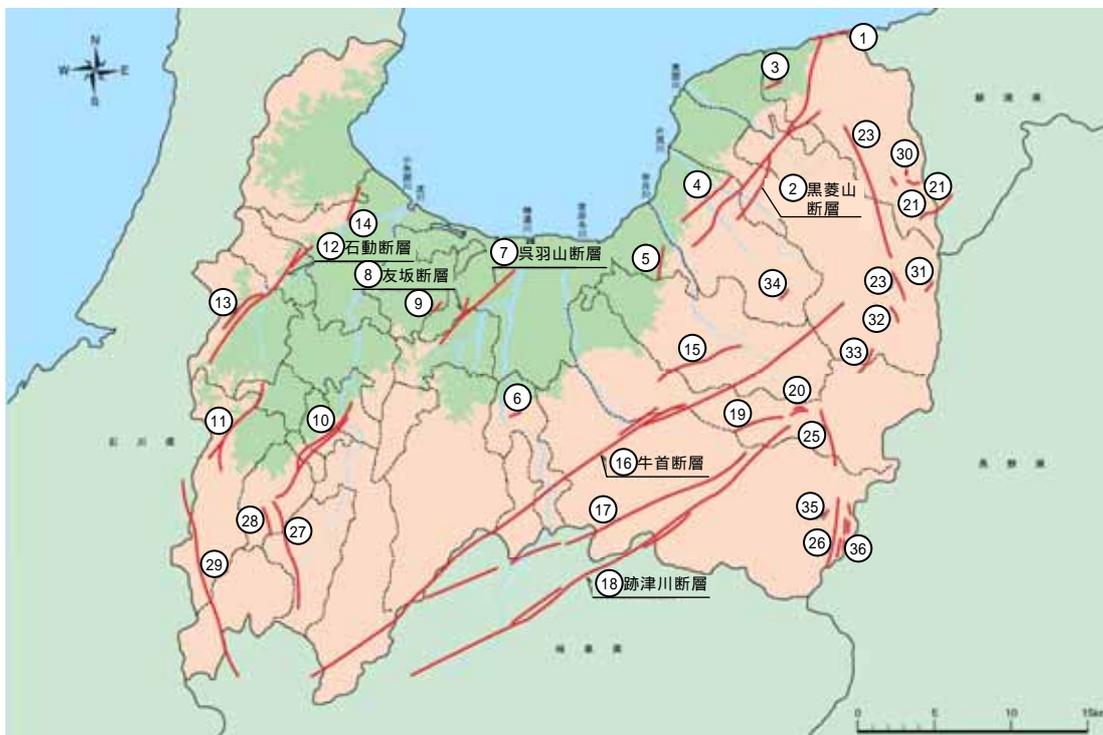


図1-1 富山県内の活断層分布 出典) 富山県耐震改修促進計画

表1-1 富山県内の活断層

1 親不知	9 山本新	17 茂住	25 一ノ瀬	33 ガンドウ尾根
2 黒菱山	10 高清水	18 跡津川	26 東沢谷	34 大明神山西斜面
3 不動堂	11 法林寺	19 弥陀ヶ原	27 城端一上梨	35 赤牛岳北斜面
4 石垣平	12 石動	20 天狗平	28 二ツ屋川	36 野口五郎岳 - 烏帽子岳(群)
5 大浦	13 石動西方	21 雪倉	29 加須良	
6 大沢野八木山	14 海老坂	22 鉢岳西斜面	30 朝日岳南斜面(群)	
7 呉羽山	15 高峰山	23 小川	31 天狗岳西斜面(群)	
8 友坂	16 牛首	24 中背山西斜面	32 餓鬼山西斜面	

出典) 富山県耐震改修促進計画

魚津市内の断層

以下に、本市内にある活断層の概要を整理する。

a) 魚津断層帯

概要

魚津断層帯は、朝日町から入善町、黒部市、魚津市を経て、上市町に至る全長約32kmの断層帯である。断層帯を構成する断層としては、不動堂断層、魚津断層、石垣平断層、大浦断層などが挙げられ、概ね北北東～南南西方向に延びる。

平均的な上下方向のずれの速度は、約0.3m/千年以上の可能性があり、平均活動間隔は8千年程度以下の可能性がある。(P2図1-1345参照)

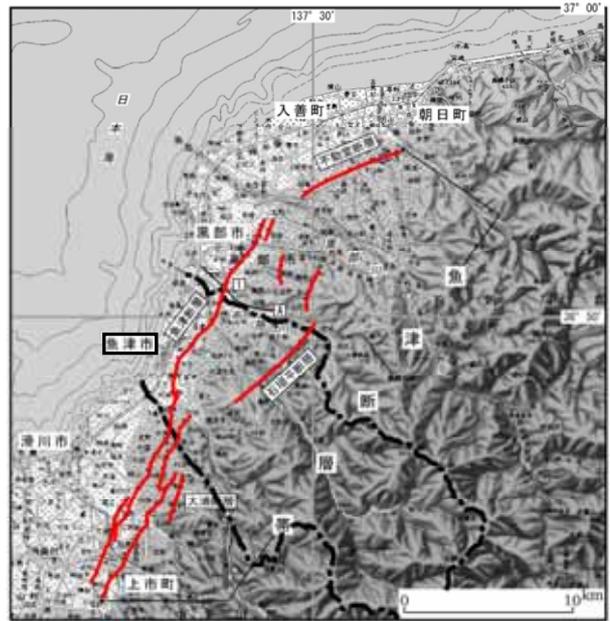


図1-2 魚津断層帯の位置

出典) 地震調査研究推進本部より加工

表1-2 魚津断層帯の概要

項目		特性
1. 断層帯の形態等	(1) 断層帯を構成する断層	不動堂断層、魚津断層、石垣平断層、大浦断層など
	(2) 断層帯の長さ	約 32km
	(3) 断層帯の一般走向	N30° E
	(4) 断層帯の変位方向	南東側隆起(北東端付近では右横ずれ成分を伴う)
2. 断層帯の過去の活動	(1) 平均的なずれの速度	約 0.3m/千年以上(上下成分)
	(2) 過去の活動時期	不明
	(3) 1回のずれの量	2 ~ 3 m程度(上下成分)
	(4) 平均活動間隔	8千年程度以下

出典) 魚津市地域防災計画より加工

将来の活動

魚津断層帯が一度に活動した場合、その地震の規模（マグニチュード）は、7.3程度になると推定されている。その際、断層近傍の地表面では断層の南東側が北西側に対し相対的に2～3m程度高まる段差やたわみが生じる可能性がある。

魚津断層帯の将来の地震発生確率は表1-3に示すとおりであるが、今後30年の間に地震が発生する確率が0.4%以上と、我が国の活断層の中でもやや高いグループに属する。（ただし、過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が非常に低く、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性が低い。このため、今後の新しい知見により値が大きく変わる可能性が高い。）

表1-3 魚津断層帯の将来の地震発生確率

項目	将来の地震発生確率
今後30年以内の地震発生確率	0.4%以上
今後50年以内の地震発生確率	0.6%以上
今後100年以内の地震発生確率	1%以上
今後300年以内の地震発生確率	4%以上

出典) 魚津市地域防災計画

b) 黒菱山断層

概要

黒菱山断層は、本市の中央部の黒部市との境界付近に位置する。長さは約35kmで、概ね南西方向に延びる。平均変位速度は、約0.005～0.5m/千年の可能性はある。（P2図1-1²参照）

c) 大明神山西斜面

概要

大明神山西斜面は、本市の南東部に位置する。長さは約2kmで、概ね北東方向に延びる。平均変位速度は、約1m/千年以下の可能性はある。（P2図1-1³⁴参照）

富山県内のその他の主要な活断層

富山県内の主要な活断層の概要を以下に整理する。

a) 跡津川断層

跡津川断層帯は、立山付近から立山カルデラ - 真川 - 有峰 - 大多和峠 - 跡津川 - 高原川 - ニコイ高原 - 宮川 - 小鳥川 - 天生峠南を通過して庄川を横切り、白山北部まで達すると考えられる、全長80kmの日本有数の大活断層である。富山県に大きな被害をもたらした1858年（安政5年）の大地震はこの活断層が活動したものと推定されている。（P2図1 - 1¹⁸参照）

b) 牛首断層

牛首断層は、跡津川断層に沿うように北6～10kmの位置を並走する断層帯で、黒部溪谷の小黒部谷から早月川上流の馬場島南東1km地点 - 称名川藤橋付近 - 小見・亀谷地区 - 熊野川上流の小原地区 - 神通川流域の吉野・片掛地区 - 久婦須川上流 - 白木峰南麓 - 利賀川上流水無谷 - 牛首谷 - 庄川流域の白川村飯島地区へ至る全長85kmの大断層である。（P2図1 - 1¹⁶参照）

c) 呉羽山断層

呉羽山断層は、呉羽山丘陵を限る断層帯で、富山市北東の富山湾から富山市八尾地区に至る。延長は約22km以上あり、平均変位速度0.4m/千年前後で活動度B級の活断層とされている。（P2図1 - 1⁷参照）

d) 法林寺断層

法林寺断層は、砺波平野南部西縁と蟹谷丘陵、医王山山地の境界付近（小矢部市興法寺 - 南砺市安居 - 南砺市法林寺 - 広谷、延長13km以上）に存在する。平均変位速度0.4m/千年程度以上で活動度B級の活断層とされている。（P2図1 - 1¹¹参照）

e) 高清水断層

高清水断層は、砺波平野南部東縁と高清水山地及び山麓の丘陵地との境界部（南砺市旧井波町市街地 - 旧井口村 - 大鋸屋、延長約20km以上）に分布する。平均変位速度0.3～0.4m/千年程度の活動度B級の活断層とされている。（P2図1 - 1¹⁰参照）

(2) 過去の地震

富山県内に被害をもたらした主な歴史地震

富山県に關係する歴史地震は、表1-4及び表1-5のとおりであり、中でも特に1586年の天正の大地震と1858年の安政の大地震は大きな被害をもたらしたことが過去の古文書等により確認されている。

表1-4 富山県内に被害をもたらした主な歴史地震

発生年	地震名(地域)	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度
863年 (貞観5年)		7以上	民家破壊し、圧死者多数	
1586年 (天正13年)	(飛騨白川谷)	7.8±1	木舟城崩壊、白川谷被害多し	(5~6)
1662年 (寛文2年)	(琵琶湖付近)	7.25~7.6	神社仏閣人家被害、死傷者多し	(5)
1668年 (寛文8年)			伏木・放生津・小杉で潰家あり	
1707年 (宝永4年)	宝永地震	8.4	家屋倒壊、天水桶ごとごとく転倒す	(5~6)
1858年 (安政5年)	飛越地震	7.0~7.1	大鷲・小鷲崩壊、洪水、流出家屋多し	(5~6)
"	(大町付近)	5.7		

出典) 魚津市地域防災計画

表1-5 富山県内で震度4以上を記録した地震一覧

発生年	地震名(地域)	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度
1933年 (昭和8年)	(七尾湾)	6.0	傷者2、氷見で土砂崩れ、亀裂	伏木4
1944年 (昭和19年)	東南海地震	7.9	不明	富山4
1948年 (昭和23年)	福井地震	7.1	西部で被害	富山4
1952年 (昭和27年)	大聖寺沖地震	6.5	硝子破損	富山、八尾、女良4
1993年 (平成5年)	能登半島沖地震	6.6	非住家、水路、ため池に被害	富山、伏木4
2000年 (平成12年)	(石川県西方沖)	6.1	被害なし	小矢部4
2007年 (平成19年)	能登半島地震	6.9	傷者14	富山5弱、魚津4
"	新潟県中越沖地震	6.8	傷者1	氷見4、魚津3

出典) 魚津市地域防災計画

魚津市に影響を及ぼした主な地震

本市に影響を及ぼした主な地震としては、平成19年の能登半島地震、新潟県中越沖地震が挙げられる。

表1-6 本市に影響を及ぼした主な地震

地震名	年月日	概要
能登半島地震	2007年 (平成19年) 3月25日	25日9時41分に能登半島沖(北緯37.2度、東経136.7度、深さ約11km)で地震(マグニチュード6.9)が発生し、富山市、滑川市、舟橋村、氷見市、小矢部市、射水市で震度5弱を観測した。魚津市では震度4を観測。 この地震により、県内では、富山市で1名が重傷を負った。高岡市(6名)、魚津市(2名)、射水市(2名)、氷見市(1名)、小矢部市(1名)が軽傷を負った。魚津市では、天井や窓ガラス等の建物被害が発生したが、津波による被害はなかった。
新潟県中越沖地震	2007年 (平成19年) 7月16日	16日10時13分に新潟県上中越沖(北緯37.3度、東経138.3度、深さ約17km)で地震(マグニチュード6.8)が発生し、舟橋村、氷見市で震度4、魚津市をはじめその他全市町村で震度3を観測。この地震による被害は高岡市での軽傷1名のほかは見られなかった。

出典) 魚津市地域防災計画

(3) 想定される地震被害

魚津市地域防災計画によると、富山県に影響を及ぼすおそれのある地震は、過去の記録から、跡津川断層をはじめとする大規模な活断層による内陸の直下型地震が考えられている。

予想震度分布

地震の予測震度は、図1-3から図1-5のとおりであり、本市での震度分布は、震度4～6を示している。

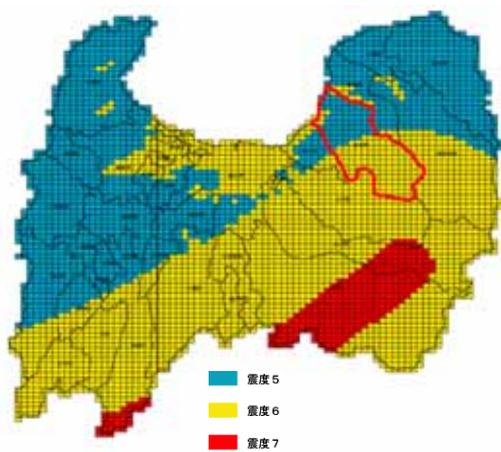


図1-3 跡津川断層地震予測震度

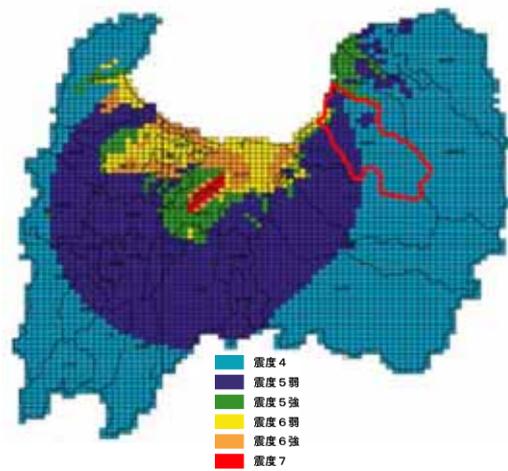


図1-4 呉羽山断層地震予測震度

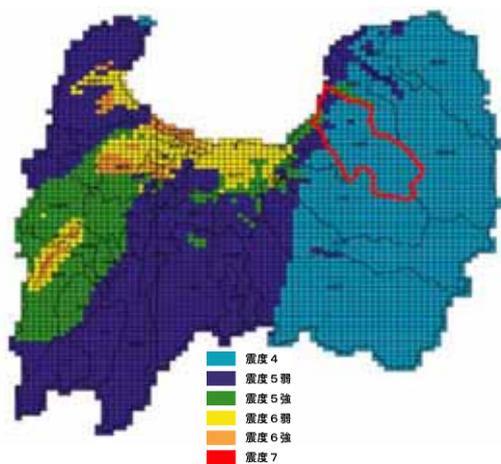


図1-5 法林寺断層地震予測震度

出典) 魚津市地域防災計画

地盤の液状化

液状化は、地下水面が比較的高く、水分を多く含んで飽和した状態でゆるく堆積している砂地盤特有の現象である。砂の粒径が0.1mm前後の細粒で、間隔がゆるいもの、また細粒分が少なく粒径がほぼ均一なものほど液状化しやすく、液状化した地盤は、重いものは沈み軽いものは浮上するとともに、地盤が低い方へ流れる側方流動を起こす場合もある。

本市が、平成8年度に実施した「魚津市防災アセスメント調査」によれば、村木地区、下中島地区、経田地区は、海岸沿いの砂堆及び砂浜や早月川及び角川に分布する氾濫平野などが液状化の危険性が高いとされている。また、西布施地区と松倉地区については、布施川沿いの氾濫平野と角川沿いの谷底平野が液状化の危険性が高いとされている。

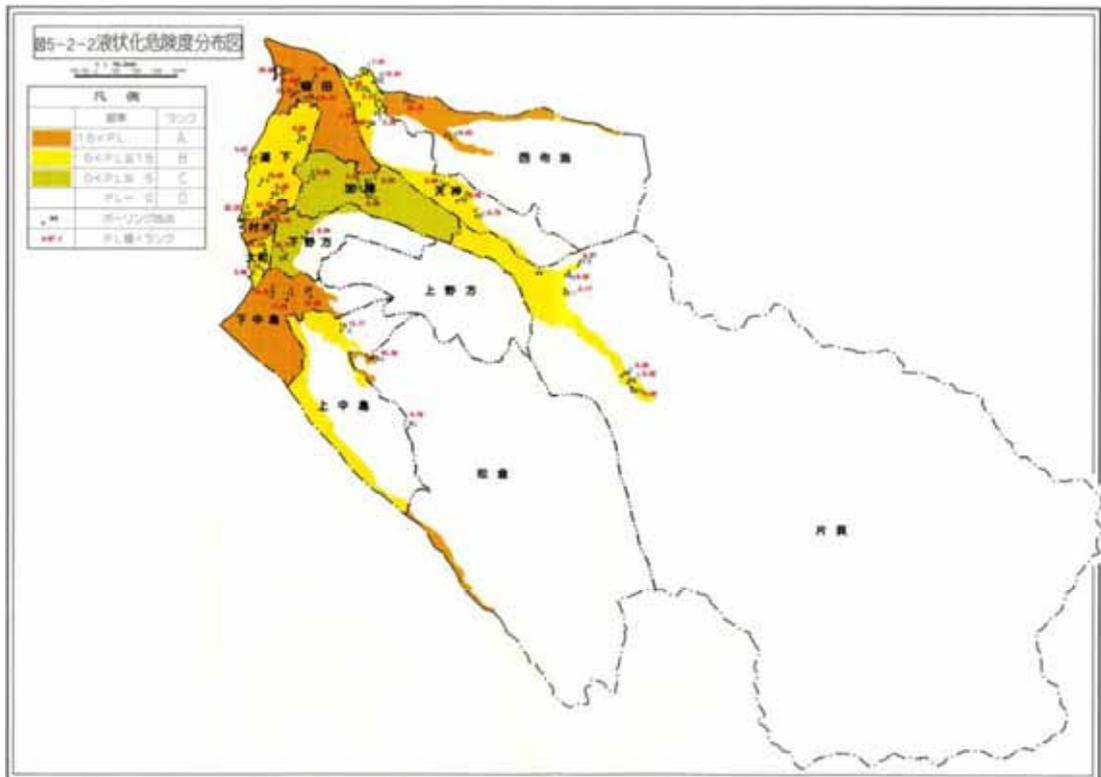


図1 - 6 液状化危険度分布図

出典) 魚津市防災アセスメント調査

被害予測

過去にも大きな被害をもたらし、市の広範囲にも影響を与えると予測されている「跡津川断層地震」(マグニチュード7.1)について、本市で予想される被害の概要は、表1-7のとおりである。

表1-7 本市で予想される被害の概要

項 目				被害予測	
人的被害	死者			21 人	
	負傷者			557 人	
り 災 者				2,174 人	
物的被害	住 宅	木造	全壊	256 棟	
			半壊	1,073 棟	
		鉄骨造	全壊	113 棟	
			半壊	15 棟	
		鉄筋コンクリート造	全壊	15 棟	
			半壊	3 棟	
	火 災	焼失	全体	210 棟	
			住宅	82 棟	
	道路被害			13 箇所	
	ライフライン施設	上水道被害			83 箇所
		下水道被害			31 箇所
電柱被害			38 本		

出典) 魚津市地域防災計画

1 - 2 耐震化の現状

(1) 住宅
住宅

市内の住宅総数は、19,119戸である。このうち耐震性がある住宅は12,404戸と想定され、耐震化率は約65%となる。一方、耐震化が不十分となる住宅は6,715戸と想定され、このうちの約9割以上が木造戸建て住宅となっている。

表1 - 8 住宅の耐震化状況(平成22年1月1日現在)

	計	建築年代別戸数		耐震改修済戸数	耐震化状況			
		昭和56年以前建築	昭和57年以降建築		昭和56年以前建築	耐震性有	耐震性不十分	耐震化率
住宅総数	19,119戸	8,559戸	10,560戸	81戸	12,404戸	6,715戸	64.9%	
建て方	木造戸建て住宅	14,166戸	7,116戸	7,050戸	1戸	7,905戸	6,261戸	55.8%
	共同住宅その他	4,953戸	1,443戸	3,510戸	80戸	4,499戸	454戸	90.8%
	公共賃貸住宅	508戸	297戸	211戸	-戸	291戸	217戸	57.3%
	雇用促進住宅	320戸	160戸	160戸	80戸	320戸	-戸	100.0%
	上記以外	4,125戸	986戸	3,139戸	-戸	3,888戸	237戸	94.3%

耐震性有戸数の算定について

- ・昭和56年以前建築の住宅については、国の調査に基づく耐震性有率(木造戸建住宅:12%、共同住宅等:76%)を乗じて算定した。(なお、耐震改修を実施した住宅については、耐震性があるものとした。)
- ・昭和57年以降建築の住宅については、全てが耐震性があるものとした。
- ・耐震改修済戸数については、魚津市木造住宅耐震改修支援事業を活用して耐震改修した戸数を計上した。

公共賃貸住宅

市が管理する公共賃貸住宅（市営住宅及び特定公共賃貸住宅）は14団地、78棟（508戸）である。このうち耐震性がある住棟は20棟（291戸）と想定され、耐震化率は約26%（戸数ベースでは約57%）となる。なお、公共賃貸住宅のうち、特定公共賃貸住宅の耐震化率は100%である。

表 1 - 9 公共賃貸住宅の耐震化状況（平成 22 年 7 月末現在）

	計	建築年代		耐震改修済戸数	耐震化状況		
		昭和56年以前建築	昭和57年以降建築	昭和56年以前建築	耐震性有	耐震性不十分	耐震化率
公共賃貸住宅	78棟 (508戸)	62棟 (297戸)	16棟 (211戸)	- 棟 (- 戸)	20棟 (291戸)	58棟 (217戸)	25.6% (57.3%)
市営住宅	76棟 (492戸)	62棟 (297戸)	14棟 (195戸)	- 棟 (- 戸)	18棟 (275戸)	58棟 (217戸)	23.7% (55.9%)
特定公共賃貸住宅	2棟 (16戸)	- 棟 (- 戸)	2棟 (16戸)	- 棟 (- 戸)	2棟 (16戸)	- 棟 (- 戸)	100.0% (100.0%)

耐震性有戸数の算定について
 ・市営住宅のうち、昭和56年以前に建築された中耐造壁式構造の住棟については、耐震性があるものとして算定した。

参考) 雇用促進住宅

市内にある雇用促進住宅は4団地、8棟（320戸）である。これらの全ての住棟は耐震性があると想定されることから、耐震化率は100%となる。なお、当該住棟の全てが、特定建築物となる。

参考表 雇用促進住宅の耐震化状況

	計	建築年代		耐震改修済戸数	耐震化状況		
		昭和56年以前建築	昭和57年以降建築	昭和56年以前建築	耐震性有	耐震性不十分	耐震化率
雇用促進住宅	8棟 (320戸)	4棟 (160戸)	4棟 (160戸)	2棟 (80戸)	8棟 (320戸)	- 棟 (- 戸)	100.0% (100.0%)

昭和56年以前建築の住棟のうち、耐震改修を実施していない2つの住棟については、簡易診断結果により、耐震性があるものとした。

(2) 特定建築物

市内にある多数の者が利用する特定建築物は、202棟である。このうち耐震性があるのは150棟と想定され、耐震化率は約74%となる。

表1-10 特定建築物の耐震化状況

類型	計	耐震性有	耐震性不十分	耐震化率
1. 被災時に拠点となる施設及び救護施設 (庁舎、警察署、消防署、その他公益上必要な施設、病院、診療所等)	18棟	13棟	5棟	72.2%
2. 住民の避難所等として使用される施設及び要援護者施設 (幼稚園、小中学校、高等学校、盲聾養護学校、体育施設、社会福祉施設等)	75棟	49棟	26棟	65.3%
3. 比較的滞在時間の長い施設 (ホテル、旅館、賃貸住宅、寄宿舎、下宿等)	49棟	45棟	4棟	91.8%
4. 多くの市民が集まる施設 (劇場、展示場、図書館、集会場、店舗等)	20棟	14棟	6棟	70.0%
5. その他の特定建築物 (事務所、工場、自動車車庫等)	40棟	29棟	11棟	72.5%
計	202棟	150棟	52棟	74.3%

特定建築物について(再掲)

・特定建築物とは、耐震改修促進法に定められた、多数のものが利用する建築物等のことである。一般的には3階建以上かつ1,000㎡以上の建築物であるが、幼稚園・保育所は2階建以上かつ500㎡以上、小中学校・老人ホーム等は2階建以上かつ1,000㎡以上と、対象建築物が広がっている。(参考資料参照)

耐震性有棟数の算定について

・耐震診断未実施の特定建築物については、国土交通省の推計手法に準じて推計した。
(庁舎、警察署、消防署、幼稚園、体育施設、劇場・展示場等、その他の特定建築物：49.6% 病院：42.1% 学校施設：29.6% 社会福祉施設：44.6% ホテル、旅館：35.8% 賃貸住宅、寄宿舎等：76.0% 店舗等：47.8%)

(3) 災害時に重要な役割を担う施設

災害時の拠点施設

a) 庁舎等

本市が所有する庁舎等は、6施設、6棟である。このうち耐震性があるのは3棟と想定され、耐震化率は50%となる。

表1-11 庁舎等の耐震化状況

	計	建築年代別棟数		耐震改修済棟数	耐震化状況		
		昭和56年以前建築	昭和57年以降建築		昭和56年以前建築	耐震性有	耐震性不十分
庁舎等	6棟	3棟	3棟	-棟	3棟	3棟	50.0%

b) 病院施設

市内にある主要な病院施設（主要医療機関）は、7施設、13棟である。このうち耐震性があるのは10棟と想定され、耐震化率は約77%となる。

表1-12 病院施設の耐震化状況

	計	建築年代別棟数		耐震改修済棟数	耐震化状況		
		昭和56年以前建築	昭和57年以降建築		昭和56年以前建築	耐震性有	耐震性不十分
病院施設	13棟	4棟	9棟	1棟	10棟	3棟	76.9%

避難施設

a) 学校施設（小学校・中学校）

市立小学校・中学校は15校あり、非木造で2階建て以上又は200㎡超の校舎・体育館は、平成22年12月1日現在、60棟ある。このうち耐震性があるのは31棟と想定され、耐震化率は約52%となる。なお、現在、西部中学校で建替え工事が進められている。

表1-13 学校施設の耐震化状況

	計	建築年代別棟数		耐震改修済棟数	耐震化状況		
		昭和56年以前建築	昭和57年以降建築		昭和56年以前建築	耐震性有	耐震性不十分
学校施設	60棟	35棟	25棟	5棟	31棟	29棟	51.7%

昭和56年以前建築のうち3棟は耐震診断により耐震性が確認済み
 昭和57年以降建築のうち2棟は耐震性不十分と判定（旧耐震基準による建築のため）

b) 公民館等

本市の公民館等の避難施設（学校・保育所以外の二次避難所）は、16施設、17棟である。このうち耐震性があるのは11棟と想定され、耐震化率は約65%となる。

表1 - 14 公民館等の耐震化状況

	計	建築年代別棟数		耐震改修済棟数 昭和56年以前建築	耐震化状況		
		昭和56年以前建築	昭和57年以降建築		耐震性有	耐震性不十分	耐震化率
公民館等	17棟	8棟	9棟	2棟	11棟	6棟	64.7%

災害時要援護者関連建築物

a) 高齢者・障害者福祉施設

市内にある高齢者・障害者福祉施設のうち2階建て以上かつ1,000㎡以上のものは、9施設、9棟である。このうち耐震性があるのは7棟と想定され、耐震化率は約78%となる。

表1 - 15 高齢者・障害者福祉施設の耐震化状況

	計	建築年代別棟数		耐震改修済棟数 昭和56年以前建築	耐震化状況		
		昭和56年以前建築	昭和57年以降建築		耐震性有	耐震性不十分	耐震化率
高齢者・障害者福祉施設	9棟	2棟	7棟	-棟	7棟	2棟	77.8%

b) 幼稚園・保育所等

市内にある幼稚園・保育所等のうち2階建て以上かつ500㎡以上のものは、12施設、12棟である。このうち耐震性があるのは8棟と想定され、耐震化率は約67%となる。

表1 - 16 幼稚園・保育所等の耐震化状況

	計	建築年代別棟数		耐震改修済棟数 昭和56年以前建築	耐震化状況		
		昭和56年以前建築	昭和57年以降建築		耐震性有	耐震性不十分	耐震化率
幼稚園・保育所等	12棟	8棟	4棟	2棟	8棟	4棟	66.7%

昭和56年以前建築のうち2棟は耐震診断により耐震性が確認済み

災害時に重要な役割を担う施設の耐震化状況について

・昭和56年以前の建築で耐震診断未実施のものは、耐震性不十分と判定した。

災害時要援護者関連建築物について

・災害時要援護者関連建築物とは、特定建築物のうち保育所、学校、老人ホーム、病院の用に供する部分を含む建築物のことである。

1 - 3 耐震化の目標

(1) 住宅

住宅

a) 国・県の目標

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（国土交通省告示第184号 平成18年1月25日）」では、住宅の耐震化率を、平成15年の約75%から平成27年までに少なくとも90%とすることを目標としている。

「富山県耐震改修促進計画（平成19年4月）」では、住宅の耐震化率を、平成15年度の約63%から平成27年度末に85%とすることを目標としている。

b) 本市の目標

本市では、住宅の耐震化の現状及び国・県の目標を踏まえ、平成27年度末における住宅の耐震化の目標を85%とする。

なお、本市の平成27年度末の住宅の耐震化率は、建替え等により約71%となる見通しとなるが、目標値を達成するためには、さらに耐震性が不十分な住宅のうち約2,600戸余の耐震化が必要となる。

表 1 - 17 住宅の耐震化目標

		計	耐震性有	耐震性不十分	耐震化が必要な戸数
平成22年度	【現状】	19,119戸 (100.0%)	12,404戸 (64.9%)	6,715戸 (35.1%)	
平成27年度	(見通し)	19,188戸 (100.0%)	13,646戸 (71.1%)	5,542戸 (28.9%)	2,664戸 (13.9%)
	【目標】	19,188戸 (100.0%)	16,310戸 (85.0%)	2,878戸 (15.0%)	

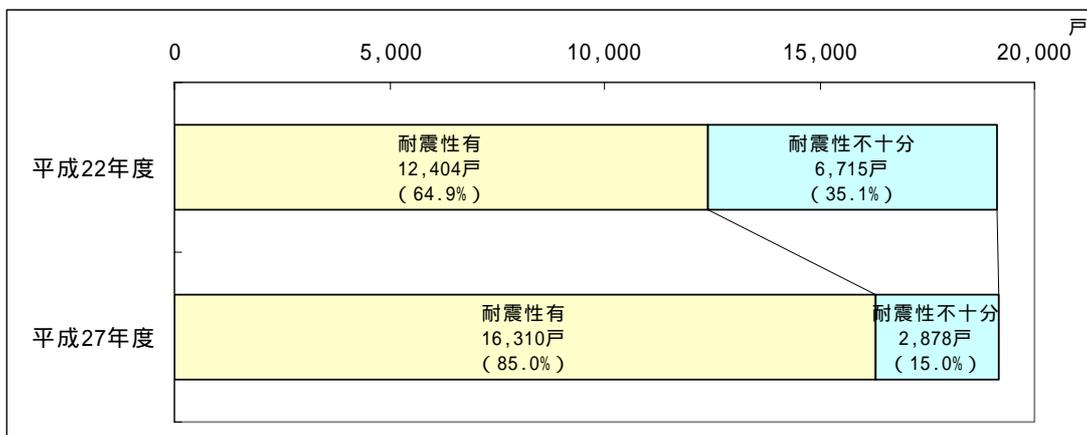


図 1 - 7 住宅の耐震化目標

公共賃貸住宅

a) 県の目標

「富山県耐震改修促進計画」では、公営住宅（県営住宅及び市町村営住宅）の耐震化率を、平成17年度の約42%から平成27年度末に90%とすることを目標としている。

b) 本市の目標

本市では、公共賃貸住宅の耐震化の現状及び県の目標を踏まえ、平成27年度末における公共賃貸住宅の耐震化の目標を90%とする。

この目標値を達成するためには、「魚津市営住宅ストック総合活用計画（平成18年3月）」に位置づけられている老朽化の著しい簡易耐火造団地の用途廃止や建替えを進める必要がある。

表1 - 18 公共賃貸住宅の耐震化目標（棟数）

		計	耐震性有	耐震性不十分	耐震化が必要な棟数
平成22年度	【現状】	78棟 (100.0%)	20棟 (25.6%)	58棟 (74.4%)	
平成27年度	（ストック総合活用計画目標）	60棟 (100.0%)	54棟 (90.0%)	6棟 (10.0%)	- 棟 (- %)
	【目標】	60棟 (100.0%)	54棟 (90.0%)	6棟 (10.0%)	

耐震化率の目標（住棟ベース）の算定について

- ・「魚津市営住宅ストック総合活用計画」で建替えが位置づけられている吉島団地の住棟数が、建替え前後で変化しないものとして算定した。

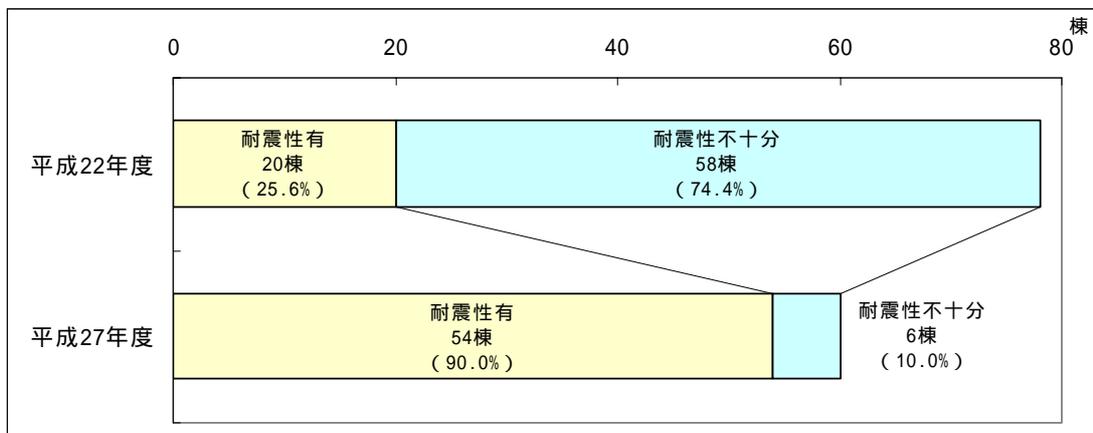


図1 - 8 公共賃貸住宅の耐震化目標（棟数）

(2) 特定建築物

国・県の目標

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」では、特定建築物の耐震化率を、平成15年の約75%から平成27年までに少なくとも90%とすることを目標としている。

「富山県耐震改修促進計画」では、特定建築物の耐震化率を、平成17年度末の約72%から平成27年度末に90%とすることを目標としている。

本市の目標

本市では、特定建築物の耐震化の現状及び国・県の目標を踏まえ、平成27年度末における特定建築物の耐震化の目標を約90%とする。

この目標値を達成するためには、今後計29棟の特定建築物の耐震化が必要となる。

表 1 - 19 特定建築物の耐震化目標

		計	耐震性有	耐震性不十分	耐震化が必要な棟数
平成22年度	【現状】	202棟 (100.0%)	150棟 (74.3%)	52棟 (25.7%)	29棟 (14.4%)
平成27年度	【目標】	198棟 (100.0%)	179棟 (90.4%)	19棟 (9.6%)	

耐震化が必要な棟数：建替えが進められている西部中学校以外の棟数

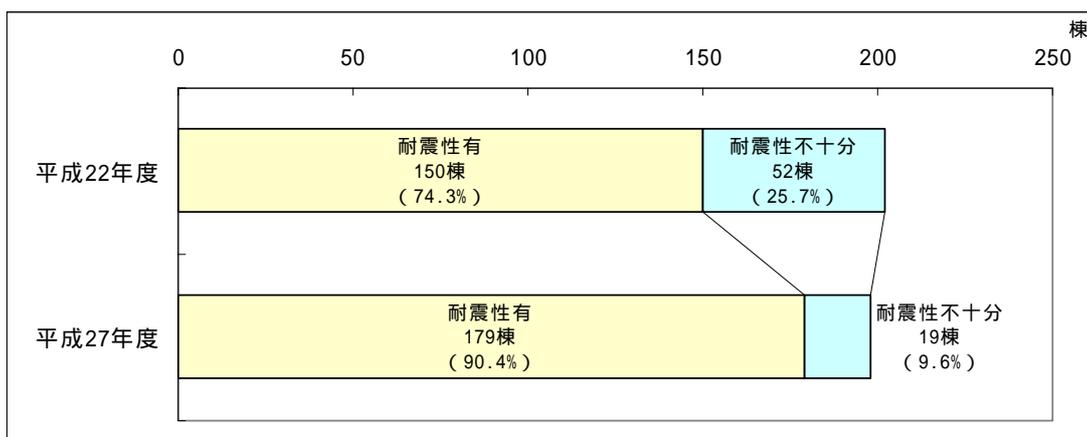


図 1 - 9 特定建築物の耐震化目標

特定建築物の類型毎に約90%の耐震化率を達成するには、「2.住民の避難所等として使用される施設及び要援護者施設（幼稚園、小中学校、高等学校、盲聾養護学校、体育施設、社会福祉施設等）」や「5.その他の特定建築物（事務所、工場、自動車車庫等）」等の重点的な耐震化が必要である。

表1-20 特定建築物の耐震化目標（類型別）

		計	耐震性有	耐震性不十分	耐震化が必要な棟数
平成22年度 【現状】	計	202棟 (100.0%)	150棟 (74.3%)	52棟 (25.7%)	29棟 (14.4%)
	1.被災時に拠点となる施設及び救護施設	18棟 (100.0%)	13棟 (72.2%)	5棟 (27.8%)	3棟 (16.7%)
	2.住民の避難所等として使用される施設及び要援護者施設	75棟 (100.0%)	49棟 (65.3%)	26棟 (34.7%)	15棟 (20.0%)
	3.比較的滞在時間の長い施設	49棟 (100.0%)	45棟 (91.8%)	4棟 (8.2%)	- 棟 (-)
	4.多くの市民が集まる施設	20棟 (100.0%)	14棟 (70.0%)	6棟 (30.0%)	4棟 (20.0%)
	5.その他の特定建築物	40棟 (100.0%)	29棟 (72.5%)	11棟 (27.5%)	7棟 (17.5%)
平成27年度 【目標】	計	198棟 (100.0%)	179棟 (90.4%)	19棟 (9.6%)	
	1.被災時に拠点となる施設及び救護施設	18棟 (100.0%)	16棟 (88.9%)	2棟 (11.1%)	
	2.住民の避難所等として使用される施設及び要援護者施設	71棟 (100.0%)	64棟 (90.1%)	7棟 (9.9%)	
	3.比較的滞在時間の長い施設	49棟 (100.0%)	45棟 (91.8%)	4棟 (8.2%)	
	4.多くの市民が集まる施設	20棟 (100.0%)	18棟 (90.0%)	2棟 (10.0%)	
	5.その他の特定建築物	40棟 (100.0%)	36棟 (90.0%)	4棟 (10.0%)	

耐震化が必要な棟数：建替えが進められている西部中学校以外の棟数

(3) 災害時に重要な役割を担う施設

「富山県耐震改修促進計画」では、「地震災害時において災害対策拠点機能等の確保を図る上で、重要な施設については、非木造で2階建て以上又は200㎡超の建築物を耐震化するよう促すとともに、特定建築物に該当する施設については優先的に耐震化の促進を図っていくこと」としている。

これを踏まえ、本市においても、災害時に重要な役割を担う施設の耐震化を促進するものとする。

災害時の拠点施設

a) 庁舎等

県の目標

「富山県耐震改修促進計画」では、災害時の拠点施設（庁舎等）の耐震化率を、平成17年度の約49%から平成27年度末に90%とすることを目標としている。

本市の目標

本市では、庁舎等の現状及び県の目標を踏まえ、平成27年度末における庁舎等の耐震化の目標を90%とする。この目標値を達成するには、計3棟の耐震化を図る必要がある。

表 1 - 21 庁舎等の耐震化目標

		計	耐震性有	耐震性不十分	耐震化が必要な棟数
平成22年度	【現状】	6棟 (100.0%)	3棟 (50.0%)	3棟 (50.0%)	3棟 (50.0%)
平成27年度	【目標】	6棟 (100.0%)	6棟 (100.0%)	- 棟 (- %)	

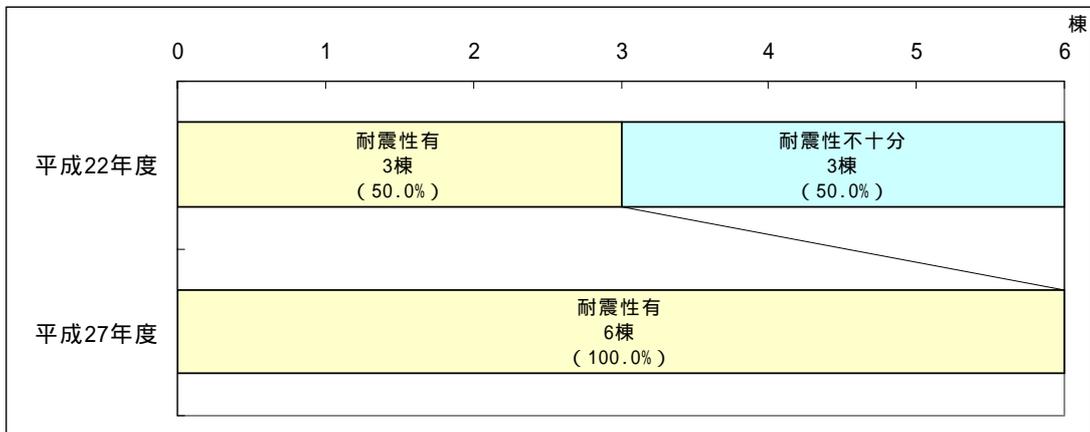


図 1 - 10 庁舎等の耐震化目標

b) 病院施設
 県の目標

「富山県耐震改修促進計画」では、病院施設の耐震化率を、平成17年度の約73%から平成27年度末に90%とすることを目標としている。

本市の目標

本市では、病院施設の現状及び県の目標を踏まえ、平成27年度末における主要な病院施設の耐震化の目標を90%とする。この目標値を達成するには、計2棟の耐震化が必要となるため、市内の多数を占める民間病院に対し、救護施設としての重要性を周知徹底し、耐震化を促す必要がある。

表1 - 22 病院施設の耐震化目標

		計	耐震性有	耐震性不十分	耐震化が必要な棟数
平成22年度	【現状】	13棟 (100.0%)	10棟 (76.9%)	3棟 (23.1%)	2棟 (15.4%)
平成27年度	【目標】	13棟 (100.0%)	12棟 (92.3%)	1棟 (7.7%)	

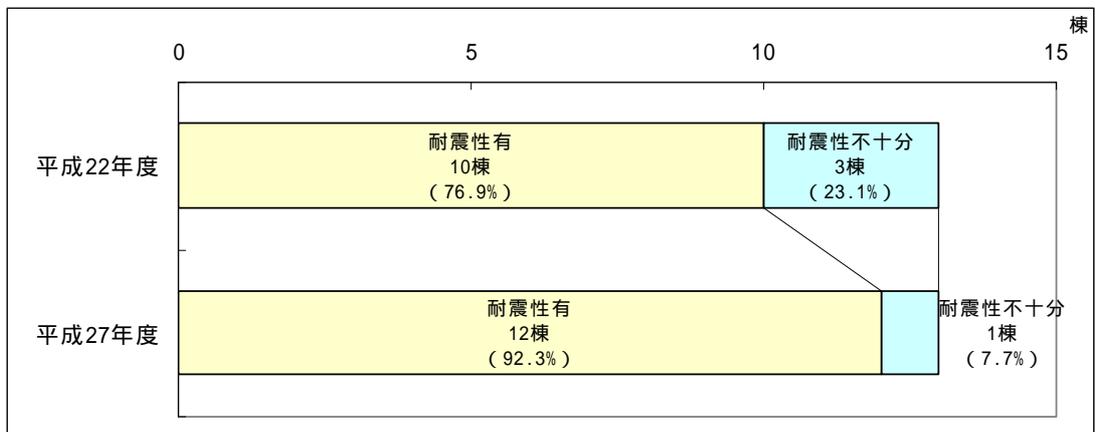


図1 - 11 病院施設の耐震化目標

避難施設

a) 学校施設（小学校・中学校）

県の目標

「富山県耐震改修促進計画」では、学校施設の耐震化率を、平成17年度の約50%から平成27年度末に90%とすることを目標としている。

本市の目標

本市では、学校施設の現状及び魚津市総合計画第9次基本計画案を踏まえ、平成27年度末における学校施設の耐震化の目標を70%とする。この目標値を達成するには、計14棟の耐震化が必要となる。

表 1 - 23 学校施設の耐震化目標

		計	耐震性有	耐震性不十分	耐震化が必要な棟数
平成22年度	【現状】	60棟 (100.0%)	31棟 (51.7%)	29棟 (48.3%)	14棟 (23.3%)
平成27年度	【目標】	51棟 (100.0%)	36棟 (70.0%)	15棟 (30.0%)	

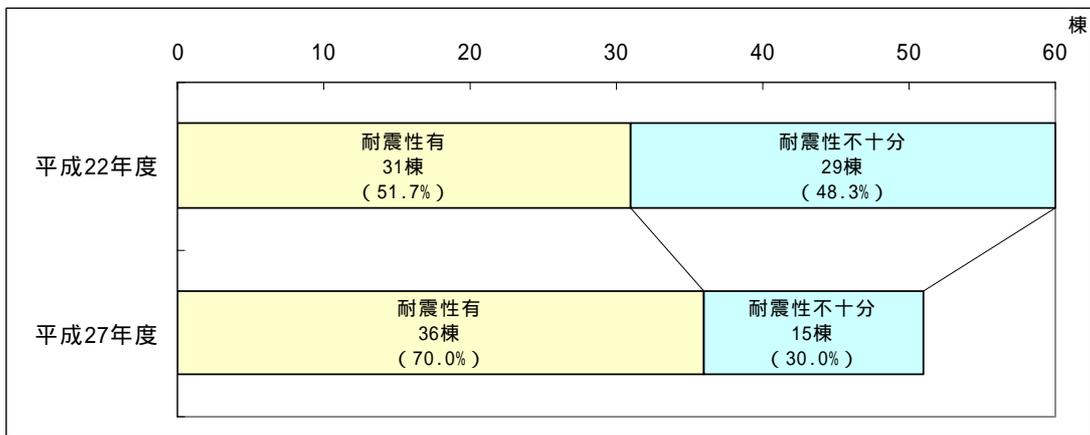


図 1 - 12 学校施設の耐震化目標

b) 公民館等

本市の目標

本市では、公民館等の現状及び他の災害時に重要な役割を担う施設の目標を踏まえ、平成27年度末における公民館等の耐震化の目標を90%とする。この目標値を達成するには、計5棟の耐震化を図る必要がある。

表1 - 24 公民館等の耐震化目標

		計	耐震性有	耐震性不十分	耐震化が必要な棟数
平成22年度	【現状】	17棟 (100.0%)	11棟 (64.7%)	6棟 (35.3%)	5棟 (24.9%)
平成27年度	【目標】	17棟 (100.0%)	16棟 (94.1%)	1棟 (5.9%)	

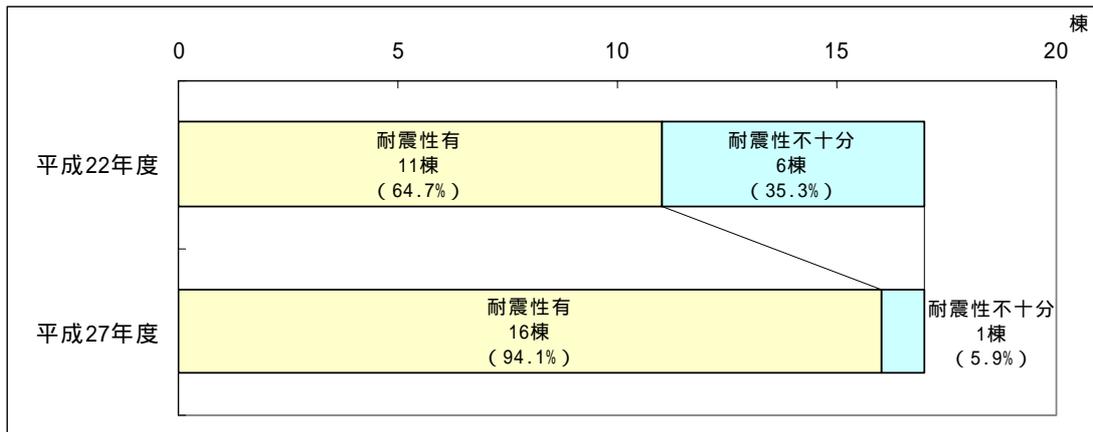


図1 - 13 公民館等の耐震化目標

災害時要援護者関連建築物

a) 高齢者・障害者福祉施設

本市の目標

本市では、高齢者・障害者福祉施設の現状及び他の災害時に重要な役割を担う施設の目標を踏まえ、平成27年度末における高齢者・障害者福祉施設の耐震化の目標を90%とする。この目標値を達成するには、計2棟の耐震化を図る必要がある。

表 1 - 25 高齢者・障害者福祉施設の耐震化目標

		計	耐震性有	耐震性不十分	耐震化が必要な棟数
平成22年度	【現状】	9棟 (100.0%)	7棟 (77.8%)	2棟 (22.2%)	2棟 (22.2%)
平成27年度	【目標】	9棟 (100.0%)	9棟 (100.0%)	- 棟 (- %)	

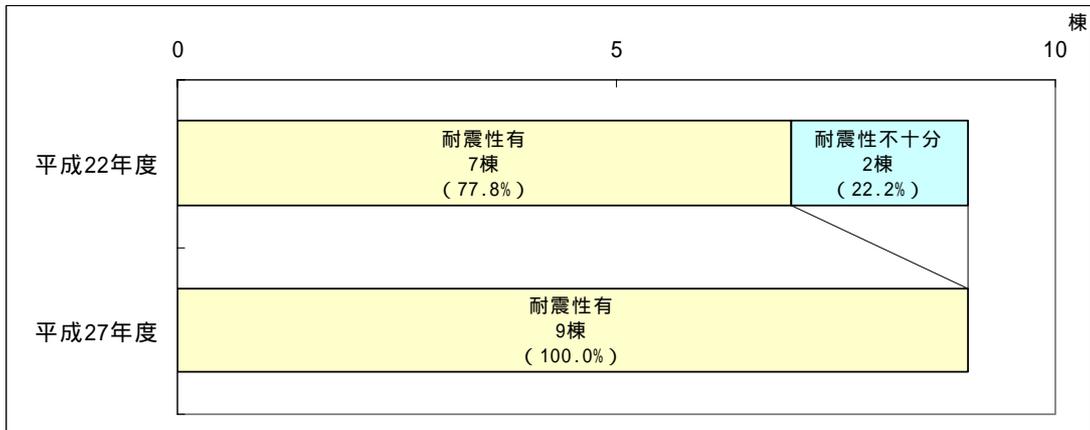


図 1 - 14 高齢者・障害者福祉施設の耐震化目標

b) 幼稚園・保育所等

本市の目標

本市では、幼稚園・保育所等の現状及び他の災害時に重要な役割を担う施設の目標を踏まえ、平成27年度末における幼稚園・保育所等の耐震化の目標を90%とする。この目標値を達成するには、計3棟の耐震化を図る必要がある。

表1 - 26 幼稚園・保育所等の耐震化目標

		計	耐震性有	耐震性不十分	耐震化が必要な棟数
平成22年度	【現状】	12棟 (100.0%)	8棟 (66.7%)	4棟 (33.3%)	3棟 (25.0%)
平成27年度	【目標】	12棟 (100.0%)	11棟 (91.7%)	1棟 (8.3%)	

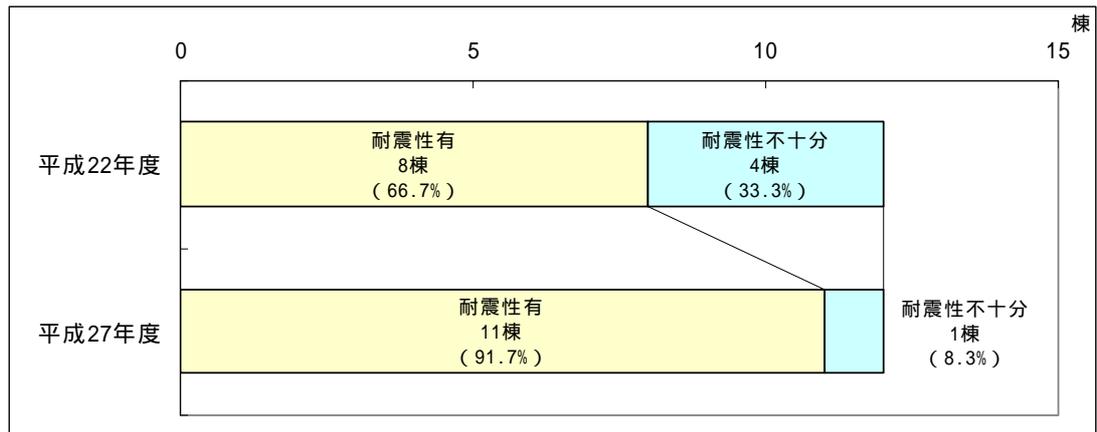


図1 - 15 幼稚園・保育所等の耐震化目標

第2章 住宅及び建築物の耐震化促進を図るための基本方針

2-1 住宅及び建築物の耐震化促進を図るための基本方針

住宅・建築物の耐震化を促進するには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域の防災対策を「自らの問題」・「地域の問題」として意識し、自発的かつ積極的に耐震化に取り組むことが極めて重要である。

本市では、このような住宅・建築物の所有者等の取り組みをできる限り支援する観点から、以下の基本方針に基づき、住宅・建築物の耐震化を促進する。

(1) 総合的な耐震対策の促進

地震による被害の未然防止・低減を図るため、本市の住宅・建築物の大多数を占める民間の住宅・建築物（以下、民間建築物等という。）の耐震化に向けた支援を実施する。併せて、災害対策上重要な地域での耐震化の促進、建築物等や敷地での被害拡大防止策の実施による総合的な防災対策を実施する。また、公共建築物については、平常時の安全確保・被災時の応急活動の円滑化を図るため、積極的な耐震化対策の実施に努める。

(2) 啓発活動・情報提供の促進

市民の耐震化の必要性に関する認識を高めるため、多様な手段による啓発活動を実施する。また、市民による耐震化に関する取り組みを促進するため、関係機関や建築関連技術者との連携のもと、信頼性の高い耐震化関連情報を提供する。

(3) 市民や関係機関等との協働による取り組みの促進

地域による耐震化に関する取り組みを促進する観点から、関係機関や建築関連技術者との連携のもと、地域が主体的に行う啓発活動等を支援する。また、建築関連技術者の耐震化技術の向上を図るため、建築関連事業者や技術者が主体的に行う研修活動等を支援する。

2 - 2 住宅及び建築物の耐震化促進を図るための施策体系

住宅・建築物の耐震化を促進するため、以下の施策体系に基づき、総合的な耐震化対策を実施する。

表2 - 1 住宅及び建築物の耐震化促進を図るための施策体系

方針	施策	取り組み
(1) 総合的な耐震対策の促進	民間建築物等の耐震化に向けた支援	・耐震化支援制度の普及
		・法に基づく指導等の実施に対する協力
	公共建築物の耐震化の実施	・耐震診断結果等の公表
		・整備プログラムの作成
	総合的な防災対策の実施	・災害対策上重要な地域における耐震化の促進
		・地震に伴う崖崩れ等による建築物被害の低減策の実施
・建築物の総合的な安全対策の実施		
(2) 啓発活動・情報提供の促進	多様な手段による啓発活動の実施	・地震防災マップの作成及び公表
		・パンフレットやホームページ等による広報
		・講習会・セミナーによる啓発
		・専門家等の戸別訪問による啓発の検討
	信頼性の高い耐震化関連情報の提供	・住宅相談サービスの充実
		・事業者に関する情報提供の検討
・耐震化技術のPR		
(3) 市民や関係機関等との協働による取り組みの促進	地域での取り組みに対する支援	・地域特性事業等を活用した地域活動の支援
	事業者による取り組みに対する支援	・技術者等による研修活動の支援
	耐震改修促進計画の適切な実施	・耐震改修促進計画の管理

第3章 住宅及び建築物の耐震化促進を図るための施策

3 - 1 総合的な耐震対策の促進

(1) 民間建築物等の耐震化に向けた支援

耐震化支援制度の普及

民間建築物等の耐震化については、様々な所有者の経済的負担の軽減のための制度や耐震性に関する表示制度がある。本市では、これらの支援制度を広くPRし、耐震化促進を図る。

a) 耐震診断に関する助成制度（平成23年度）

表3 - 1 耐震診断に関する助成制度（平成23年度）

制度名称	概要	
木造住宅耐震診断支援制度 (県)	内容	・木造戸建住宅の耐震診断を行う方への助成
	申請される方の負担額	・県が耐震診断に要する費用の約9割を負担 延床面積280㎡以下の場合 2千円(図面がある場合) 4千円(図面がない場合) 延床面積280㎡超の場合 3千円(図面がある場合) 6千円(図面がない場合)
	対象	(1)木造一戸建て、平屋建て又は2階建てのもの (2)昭和56年5月31日以前に着工して建てられたもの
	申し込み先	・(社)富山県建築士事務所協会 所在地：富山市安住町7-1 電話：076-442-1135

b) 耐震改修に関する助成制度（平成23年度）

表3 - 2 耐震改修に関する助成制度（平成23年度）

制度名称	概要	
木造住宅耐震改修支援制度 （県・市）	内容	・木造戸建住宅の耐震改修を行う方への助成
	補助金額	・耐震改修に要する経費を補助 （県1/3、市1/3） （但し、補助限度額は60万円）
	対象	(1)木造一戸建て、平屋建て又は2階建てのもの (2)昭和56年5月31日以前に着工して建てられたもの (3)耐震診断結果の評点1.0未満の住宅を1.0以上に にする耐震改修を行うもの
	申し込み先	・魚津市役所都市計画課建築住宅係 所在地：魚津市釈迦堂一丁目10番1号 電話：0765 - 23 - 1031

c) 耐震改修に関する融資制度（平成22年度現在）

表3 - 3 耐震改修に関する融資制度（平成22年度現在） - 1

制度名称	概要	
住みよい家づくり資金 融資制度 （県）	内容	・木造住宅の耐震改良工事に対する融資
	融資額	・500万円以内
	融資利率	・1.9%（固定金利）
	償還期間	・15年以内
	償還方法、 保証及び担保	・お申込みの金融機関の定めるところによる
	対象	・県内で自ら居住するために、個人住宅を富山 県木造住宅耐震改修支援事業の要件に合致す る住宅に改良するもの
	問い合わせ先	・富山県土木部建築住宅課管理係 所在地：富山市新総曲輪1番7号 電話：076 - 444 - 3355

出典) 富山県HP

表 3 - 4 耐震改修に関する融資制度（平成22年度現在） - 2

制度名称	概要	
リフォーム融資 (住宅金融支援機構)	内容	・耐震改修工事又は耐震補強工事に対する融資
	申込可能者	・79歳未満の方 ・総返済負担率が次の基準以下である方 年収が400万円未満の場合 30%以下 年収が400万円以上の場合 35%以下
	対象	・耐震改修工事または耐震補強工事を行う住宅 <耐震改修> 都道府県や市区町村の認定を受けた耐震改修計画にしたがって行なう工事 <耐震補強> 機構の定める耐震性に関する基準に適合するよう行う工事 ・工事完了後の住宅部分の床面積が50㎡（共同建：40㎡）以上 注）一戸建て以外の場合、耐震改修工事は、建築物全体としての工事が必要
	基本融資額	・1,000万円（住宅部分の工事費の80%が上限）
	金利	・年2.04%（返済期間が10年以下） ・年2.32%（返済期間が11～20年）
	返済方法	・元金均等返済（+ボーナス併用払い） ・元利均等返済（+ボーナス併用払い）

出典）住宅金融支援機構HP

d) 住宅の耐震改修に関する税制

表 3 - 5 住宅の耐震改修に関する税制

税制区分	概要
耐震改修減税	所得税（平成25年12月まで） ・一定の区域内において、耐震改修に要した費用と当該工事に係る標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額の10%相当額（上限20万円）を所得税から控除 固定資産税（平成27年まで） ・一定期間固定資産税額（120㎡相当部分まで）を1/2に減額
住宅ローン減税	所得税（平成25年12月まで） ・10年間、ローン残高の1%（長期優良住宅では最大1.2%）を所得税額から控除

e) 事業用建築物に係る特例措置

表3-6 事業用建築物に係る特例措置

概 要	
内 容	・事業者が耐震改修促進法の認定計画に基づく耐震改修を行った際に特別償却
償却額	・耐震改修に要した費用の10%
対 象	耐震改修促進法の特定建築物（事務所、百貨店、ホテル、賃貸住宅等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物） 耐震改修に係る所管行政庁の指示を受けていないもの

f) 地震保険の割引制度（住宅）

表3-7 地震保険の割引制度（住宅）

割引制度	割引率
免震建築物割引 （住宅性能表示制度の免震建築物）	・30%
耐震等級割引 （住宅性能表示制度の耐震等級）	・30%（等級3） ・20%（等級2） ・10%（等級1）
耐震診断割引 （耐震診断または耐震改修により、現行耐震基準に適合していることが確認された住宅）	・10%
建築年割引（昭和56年6月1日以後に新築された住宅）	・10%

出典）損害保険料率算出機構HP

g) 耐震診断・耐震改修マーク表示制度

表3-8 耐震診断・耐震改修マーク表示制度

概 要	
概 要	・耐震改修を行い耐震基準に適合することとなった建築物について、その旨を表すマークを記載したプレートを表示することができる制度
プレートの交付条件	・昭和56年以前の旧耐震基準によって建築された以下の建築物で、耐震診断や耐震改修の確認等が行われた建築物の所有者 ・管理者がプレートの申請を行った場合 特定建築物 分譲の共同住宅で3階建以上延べ面積1,000㎡以上
プレートの交付者	・特定行政庁、所管行政庁、耐震改修支援センター等

法に基づく指導等の実施に対する協力

a) 耐震改修促進法による指導等に対する協力

指導及び助言

本市は、富山県（所管行政庁）が行う特定建築物の所有者に対する指導・助言に対し、情報提供等による協力をを行う。

【指導・助言の内容】

- ・所管行政庁は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保する必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対し、必要な指導及び助言を行う。（耐震改修促進法第7条第1項）

【方法】（富山県耐震改修促進計画）

- ・既存建築物の耐震化の必要性と耐震化へ向けての順序等を説明する。また、必要に応じて文書の送付を行う。

指示

本市は、富山県（所管行政庁）が行う特定建築物の所有者に対する指示に対し、情報提供等による協力をを行う。

【指示の内容】

- ・一定規模以上の特定建築物で必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定建築物の所有者に対し、必要な指示を行う。（耐震改修促進法第7条第2項）

【方法】（富山県耐震改修促進計画）

- ・耐震診断及び耐震改修に関して実施すべき事項を明示した指示書を交付する。

公表

本市は、富山県（所管行政庁）が特定建築物の所有者に関する情報を公表する際、富山県からの通知を受け、市の広報誌やホームページでの公表を検討する。

【公表の内容】

- ・前述の指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表する。公表に当たっては、当該建築物の利用者や周辺への危険性を勘案して実施する。（耐震改修促進法第7条3項）

【方法】（富山県耐震改修促進計画）

- ・公表方法は法に基づく公表であることを明示し、所在地の市町村へ通知するとともに広く周知できる方法とする。「例：広報誌、ホームページ等」

b) 建築基準法による勧告又は命令に対する協力

本市は、富山県（特定行政庁）が行う特定建築物の所有者に対する勧告・命令に対し、情報提供等による協力をを行う。

【勧告・命令の内容】（富山県耐震改修促進計画）

- ・本県（特定行政庁）では、耐震改修促進法に基づく公表を行った建築物について著しく保安上危険であると認める場合においては、勧告又は命令する場合がある。

(2) 公共建築物の耐震化の実施

耐震診断結果等の公表

本市では、国の耐震改修に関する基本的な方針を踏まえ、特定建築物をはじめとする主要な市有施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成・公表する。

整備プログラムの作成

本市では、整備目標及び前述の耐震診断結果、整備の優先度等を踏まえ、特定建築物をはじめとする主要な市有建築物の整備プログラムを策定し、計画的な耐震改修等を実施する。

併せて、耐震化が十分に進んでいない市営住宅について、入居者の住み替え対策を講じながら建替えや用途廃止等による耐震化を進める。

(3) 総合的な防災対策の実施

災害対策上重要な地域における耐震化の促進

a) 災害応急対策上重要な道路沿いにおける耐震化の促進

災害応急対策上重要な道路の指定

本市では、災害応急対策上重要な道路として、魚津市地域防災計画に定められた緊急通行確保路線を指定する。(なお、これらの路線は、富山県耐震改修促進計画で指定された地震時に通行を確保すべき道路(市内区間)であることから、耐震改修促進法第6条3項の適用を受ける道路でもある。)

表3-9 災害応急対策上重要な道路(緊急通行確保路線)

指定区分	名 称	車線数	区 間
第1次	北陸自動車道	4	
	国道8号	2	
	県道石垣魚津インター線	4	印田～本江
第2次	県道富山魚津線	2	市境(滑川市)～住吉
	県道魚津生地入善線	2	港町～経田西町
	〃	2	寿町～浜経田
	県道金山谷田方町線	2	新角川～新宿
	県道石垣魚津インター線	2	本江～中央通り
	県道阿弥陀堂魚津停車場線	4	上村木～釈迦堂
	県道魚津停車場線	2	港町～末広町
	県道富山滑川魚津線	2	市境(滑川市)～江口
	県道堀江魚津線	2	上口～新角川
	市道住吉町三ヶ線	2	住吉～新住吉
	市道魚津中央線	2	新宿～末広町
	市道経田海岸線	2	経田西町～東町
	市道経田漁港4号線	2	東町～東町
	市道経田臨港線	2	東町～寿町
	第3次	県道石垣魚津インター線	2
〃		4	石垣新～印田
県道宇奈月大沢野線		2	小川寺～横枕
県道堀江魚津線		2	市境(滑川市)～新有山
新川広域農道		2	有山～横枕
〃		2	蛇田～小川寺

災害応急対策上重要な道路について

- ・富山県耐震改修促進計画では、各市町村の地域防災計画等に定めるものを緊急輸送道路、避難路、通学路等避難所に通じる道路として各市町村が定める耐震改修促進計画に位置づけ、災害応急対策上重要な道路に指定することとしている。

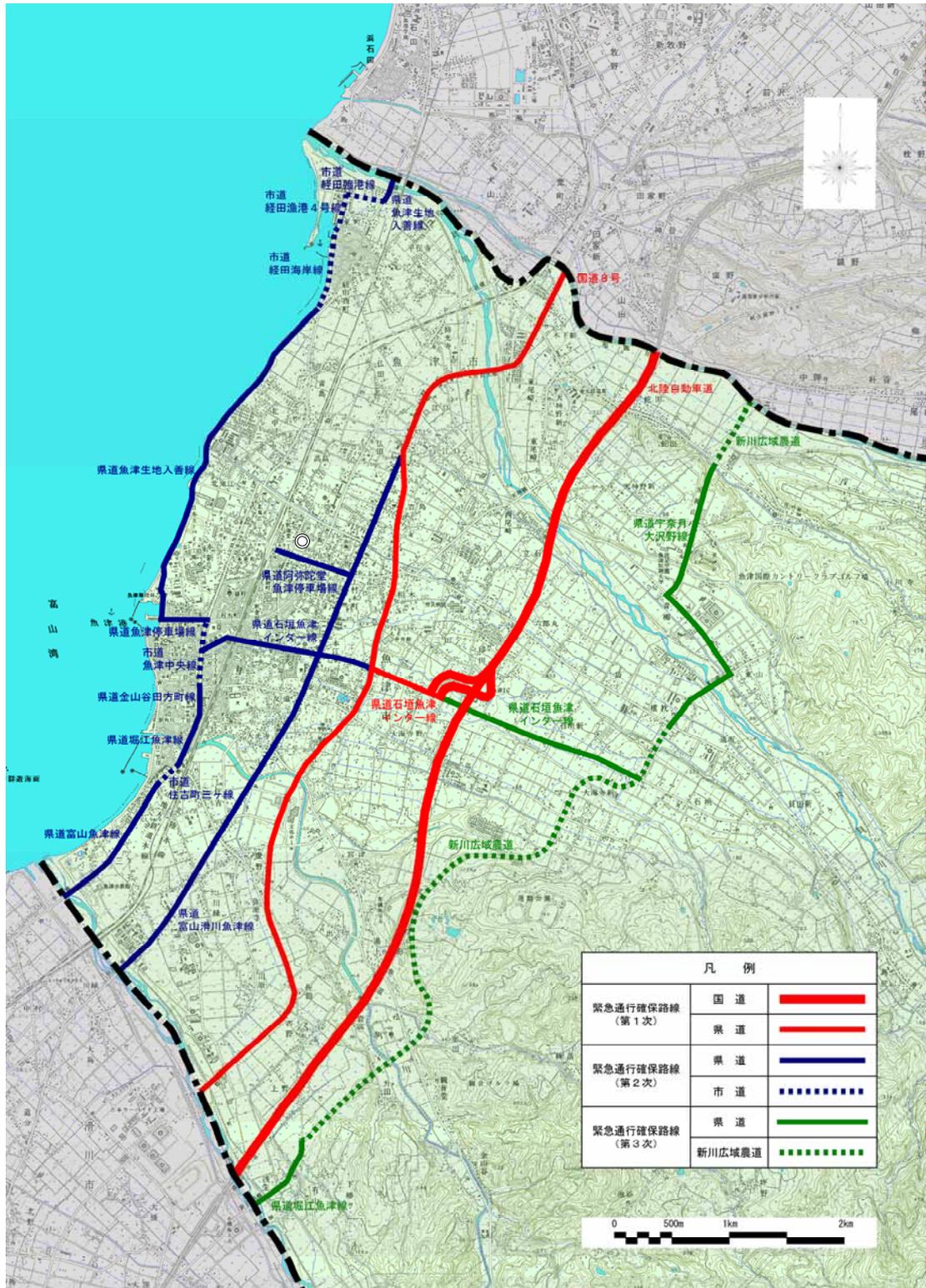


図3 - 1 災害応急対策上重要な道路（緊急通行確保路線）

災害応急対策上重要な道路沿いの建築物の耐震化状況
 (耐震改修促進法第6条第3号)

災害応急対策上重要な道路沿いにあり地震により倒壊した場合に通行を妨げるおそれがある建築物は、計182棟あるものと推計される。なお、この9割以上が既成市街地内の緊急通行確保路線(第2次)に立地している。特に、中央通りをはじめとする主要地方道石垣魚津インター沿線での立地が多い傾向がある。

耐震化率は約79%と推計され、耐震性が不十分である建築物の全てが緊急通行確保路線(第2次)に立地しているものと推計される。

表3-10 災害応急対策上重要な道路沿いの建築物の耐震化状況

区分	計	耐震性		耐震性有	耐震性不十分	耐震化率
		昭和56年以前建築	昭和57年以降建築			
住宅	114棟	59棟	55棟	100棟	14棟	87.7%
住宅以外の建築物	68棟	44棟	24棟	44棟	24棟	64.7%
計	182棟	103棟	79棟	144棟	38棟	79.1%

災害応急対策上重要な道路沿いの建築物の耐震化対策

災害応急対策上重要な道路沿いの建築物のうち、地震時に倒壊による道路閉塞のおそれがある建築物は、地震災害時に市民の避難や物資の輸送に支障をきす恐れがあることから、一般の建築物以上に耐震化の必要性が高い。

このため、所有者に対する啓発活動(啓発パンフの配布、専門家等の直接訪問による啓発等)を実施し、災害応急対策上重要な道路の重要性に対する意識向上を図る。

併せて、現状では国の補助要件を満たさない建築物(特定建築物やマンション等)に対する市独自の助成制度を検討し、災害応急対策上重要な道路沿いの建築物の耐震化を促進する。

表3-11 災害応急対策上重要な道路沿いの建築物の耐震化対策

区分	耐震化対策
啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> 緊急通行確保路線の重要性等に関する所有者に対する啓発パンフの配布 所有者に対する専門家等の直接訪問による啓発の検討
耐震化支援策の検討	<ul style="list-style-type: none"> 市独自の助成制度(所有者の耐震化負担低減策)の検討 (住宅:マンションをはじめとする国の補助要件を満たさない住宅への助成制度創設の検討) (建築物:特定建築物に対する助成制度創設の検討)

b) 重点的に耐震化すべき地区における耐震化の促進

重点的に耐震化すべき地区の選定

地震時の被害低減を図るには、特に住宅密度や人口密度が高い地域での耐震化を促進することが重要となる。

このため、本市では、以下の考え方にに基づき、重点的に耐震化すべき地区を選定する。

表3 - 12 重点的に耐震化すべき地区の選定基準

地区区分	選定基準（概要）
建築物耐震化重点地区 （人口集中地区）	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の3点を条件として設定した。 (1)平成17年国勢調査基本単位区を基礎単位地域とする。 (2)市区町村の境域内で人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が1km²当たり4,000人以上）が隣接していること。 (3)それらの地域の人口が平成17年国勢調査時に5,000人以上を有すること。
住宅耐震化重点地区 （住宅密度が高い地区）	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅密度が30戸/ha以上となるおおむね5ha以上の区域で、区域内住宅戸数が300戸以上の区域 ・大字を単位として、住宅密度が30戸/ha以上となる地区及びそれに隣接する概ね住宅密度が20戸/ha以上となる地区

重点的に耐震化すべき地区の状況

重点的に耐震化すべき地区のうち、建築物耐震化重点地区（人口集中地区）の面積は約428haである。地区内の住宅の耐震化率は約57%と想定され、市平均に比べ約8%低い状況にある。同様に、特定建築物の耐震化率は約65%と想定され、市平均に比べ約11%低い状況にある。

一方、住宅耐震化重点地区の面積は約132ha、住宅密度は約31戸/haである。このうち、特に住宅戸数密度が高い地区は、JR魚津駅から電鉄魚津駅沿線北側の既成市街地に多い傾向にある。



図3 - 2 重点的に耐震化すべき地区

表3 - 13 建築物耐震化重点地区（人口集中地区）の状況

区 分	計	昭和56年	昭和57年	耐震性 有	耐震性 不十分	耐震化率
		以前建築	以降建築			
住宅	7,267戸	4,161戸	3,106戸	4,121戸	3,146戸	56.7%
特定建築物	72棟	48棟	24棟	47棟	25棟	65.3%

重点的に耐震化すべき地区の建築物の耐震化対策

重点的に耐震化すべき地区では、所有者に対する啓発活動（自治会や地域振興会の会合や防災訓練に合わせた啓発、専門家等の直接訪問による啓発）や、特定建築物の耐震診断及びこれに基づく耐震改修を重点的に実施する。

また、重点的に耐震化すべき地区での耐震化を進めるため、市独自の助成制度（国の補助要件を満たさない建築物に対する助成制度等）の創設とともに、優良建築物等整備事業等を活用した老朽建築物の建替えを検討する。

併せて、重点的に耐震化すべき地区での一体的な防災性の向上に向け、当該地区で実施される防災関連事業（街路、都市公園等の都市基盤整備）に合わせた建築物等の耐震化を啓発するとともに、面的整備事業（土地区画整理事業、住宅市街地総合整備事業等）の実施を検討する。

表3 - 14 重点的に耐震化すべき地区の建築物の耐震化対策

区 分	耐震化対策
啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の防災性等に関する所有者に対する啓発パンフの配布 ・所有者に対する専門家等の直接訪問による啓発の検討
耐震化支援策の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・市独自の助成制度（所有者の耐震化負担低減策）の検討 （住 宅：マンションをはじめとする国の補助要件を満たさない住宅への助成制度創設の検討） （建築物：特定建築物に対する助成制度創設の検討） ・市街地再開発事業や優良建築物等整備事業等の実施検討
面的整備の推進・検討	<ul style="list-style-type: none"> ・街路、都市公園等の都市基盤整備に合わせた建築物等の耐震化に関する所有者等に対する啓発活動の実施 ・土地区画整理事業、住宅市街地総合整備事業等の実施検討

地震に伴う崖崩れ等による建築物被害の低減策の実施

a) 災害危険地域の啓発

本市では、地震による崖崩れ等による建築物被害の低減を図るため、既往のハザードマップ等を活用しながら、災害危険地域での住宅・建築物の所有者等に対する啓発活動を実施する。

表 3 - 15 災害危険地域

災害危険地域	数 量
急傾斜地崩壊危険箇所	137
急傾斜地崩壊危険区域指定地（区域数）	28(23)
地すべり危険箇所指定地（国土交通省分）	5
地すべり危険箇所指定地（林野庁分）	10
地すべり危険箇所指定地（農林水産省農林振興局分）	2
砂防指定地	76
土石流危険渓流	92
土砂災害警戒区域（うち土砂災害特別警戒区域を含む）	176(141)
崩壊土砂流出危険地区	61
山腹崩壊危険地区	44
老朽ため池	19
なだれ危険箇所（国土交通省分）	57
なだれ危険箇所（林野庁分）	28

出典）魚津市地域防災計画

b) 土砂災害対策の促進

本市では、上記の啓発活動とともに、住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業の活用による住宅・宅地開発に併せた崖崩れ等の防止対策を進めるとともに、がけ地近接等危険住宅移転事業の実施による、がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域からの円滑な住宅の移転を促進する。

表3 - 16 土砂災害対策

事業名称	概要	
住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業	対象区域	<ul style="list-style-type: none"> 住宅不足の著しい県庁所在都市又は通勤圏内人口10万人以上の都市の通勤圏で、水害又は土砂災害に対する安全度が低いため、住宅・宅地開発が進展していない地域
	採択基準	<ul style="list-style-type: none"> ア．同種の治水施設等の整備に関する事業の採択基準に適合すること イ．面積規模10ha以上の住宅・宅地開発を推進するために必要な治水施設等の整備に関する事業であること ウ．補助率は、同種の治水施設等の整備に関する事業と同じ補助率とする
がけ地近接等危険住宅移転事業	対象区域	<ul style="list-style-type: none"> 条例による災害危険区域 土砂災害特別警戒区域 事業計画に基づく移転
	採択要件	<ul style="list-style-type: none"> 既存不適格住宅 建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ特定行政庁が是正勧告等を行った住宅
	事業主体	<ul style="list-style-type: none"> 原則として市町村
	補助対象	<ul style="list-style-type: none"> 除却等費：危険住宅の除却等に要する費用 建物助成費：危険住宅に代わる住宅の建設（購入）に要する資金を金融機関等から借り入れた場合、当該借入金利息に相当する費用

出典) 富山県耐震改修促進計画・国土交通省HP

建築物の総合的な安全対策の実施

本市では、建築物等の主要構造部の耐震化とともに、窓ガラスや天井等の二次材等の耐震化に関する啓発等を実施し、地震時における建築物等の被害を低減を図る。

a) 窓ガラスや屋外広告物等の落下防止

本市では、地震による窓ガラスや外壁、屋外広告物等の落下による被害防止を図るため、老朽化の著しい建築物等の所有者に対し、安全点検の実施を要請する。

b) 天井材の落下防止

本市では、地震による天井材の落下による被害防止を図るため、主に大規模建築物の所有者に対し、安全点検の実施を要請する。

c) エレベーターの閉じこめ防止

本市では、地震によるエレベーターの閉じこめ防止を図るため、1998年以降の「昇降機耐震設計・施工指針」に適合しないエレベーターの管理者及び保守会社等に対し、エレベーターの耐震化に関する啓発を実施する。

d) 家具の転倒防止

本市では、地震による家具の転倒による被害防止を図るため、様々なメディアを活用しながら、市民に対する啓発活動を実施する。

e) ブロック塀等の倒壊防止

本市では、地震によるブロック塀等の倒壊による人的被害や道路閉塞の防止を図るため、自主防災組織等を通じた市民に対する啓発活動・改修手法の普及活動を実施する。

3 - 2 啓発活動・情報提供の促進

(1) 多様な手段による啓発活動の実施
地震防災マップの作成及び公表

耐震化を促進するためには市民の「耐震化の必要性に関する認識」を高めることが重要となるため、本市では、地震防災マップの作成及び各世帯への配布等を行い、耐震化に関する市民への啓発を行う。

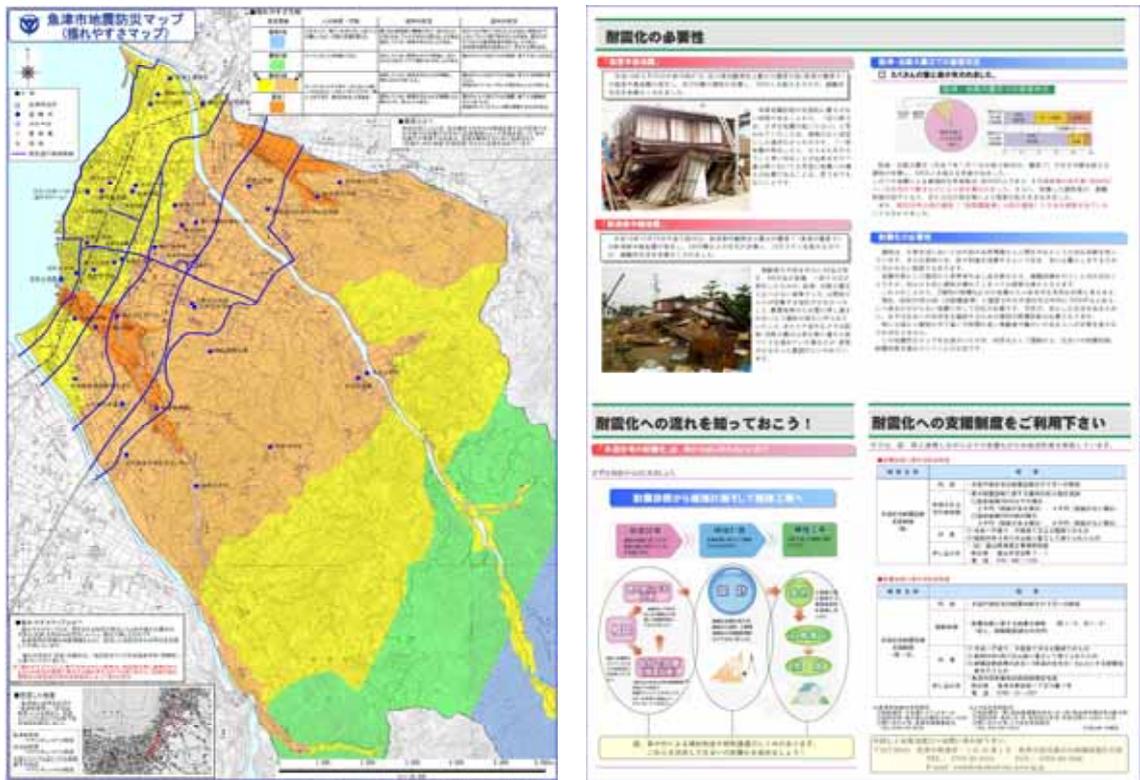


図3 - 3 地震防災マップ(イメージ図)

パンフレットやホームページ等による広報

本市では、パンフレットやホームページ、NICE TVなどの様々なメディアを活用し、市民に対する耐震化関連情報の提供を行う。また、リフォームに併せた耐震化を進めるため、住宅関連業者へのパンフレットの配布等を検討する。

a) 耐震知識の習得支援

市民が自ら、所有する住宅や擁壁が有する大まかな耐震性能を把握できるよう、財団法人日本建築防災協会のホームページやリーフレットで紹介されている「誰にでもできるわが家の耐震診断」や、「我が家の擁壁チェックシート（案）：国土交通省」等を活用し、市民の耐震知識の習得を支援する。



図3 - 4 誰にでもできるわが家の耐震診断HP（トップページ）

出典）財団法人日本建築防災協会HP

b) 耐震性に関する表示制度のPR

市民による耐震性に優れた住宅や建築物の選択を促すために重要となる「住宅性能表示制度」や「耐震診断・耐震改修マーク表示制度」の認知を高めるため、既往のパンフレットを活用しながら、市民に対し地域住宅相談所等でのこれらの制度の紹介等を実施する。

c) 耐震化支援制度のPR

市民が主体となった住宅や建築物の耐震化を促進するため、様々なメディアを活用し、耐震化に関する助成制度や融資制度、税制等のPRを実施する。

講習会・セミナーによる啓発

市民による一層の耐震化に関する意識の向上、知識の習得を進めるため、自治会・地域振興会の会合や防災訓練等の機会を捉え、「うおづまちづくりふれあい講座」の活用を促しながら、耐震化に関する講習会やセミナー等による啓発活動を実施する。

専門家等の戸別訪問による啓発の検討

耐震診断や耐震改修実績を高めるため、本市の災害応急対策上重要な道路沿いの地区や重点的に耐震化すべき地区において、建築関連技術者や防災ボランティアの戸別訪問による耐震化に関する啓発活動の実施を検討する。

(2) 信頼性の高い耐震化関連情報の提供

住宅相談サービスの充実

市民が安心して耐震化に関する相談を行うことができる環境を整備する観点から、建築関係組織間の連携を図りながら、建築物所有者に提供する情報の質的向上、相談日時を検討等による住宅相談サービスの充実を図る。

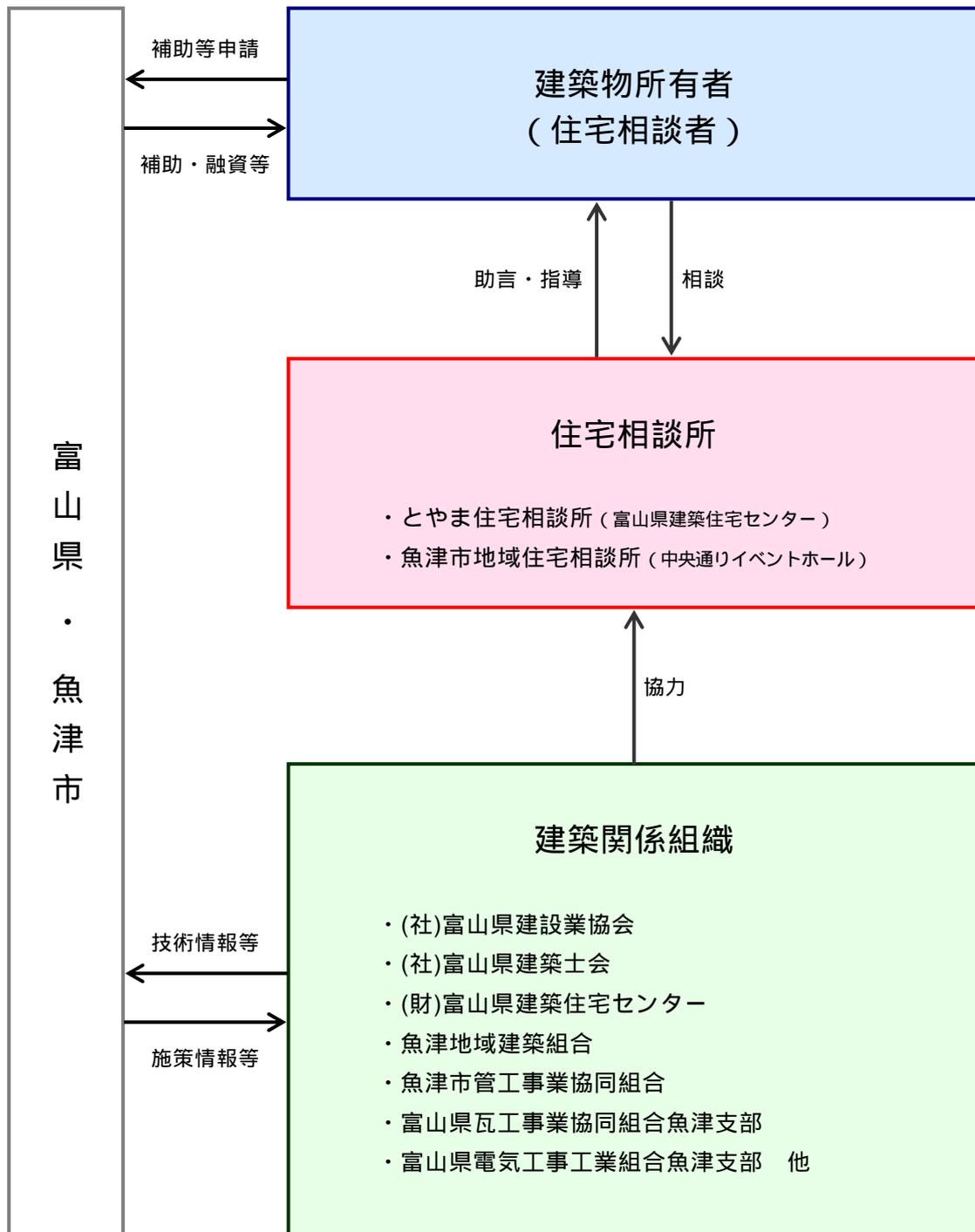


図 3 - 5 相談体制のイメージ

事業者に関する情報提供の検討

市民が安心して耐震診断や耐震改修を実施できる環境を整備する観点から、一定の基準を満たした建築関連業者の登録制度の創設など、信頼できる建築関連業者に関する情報提供について検討する。

耐震化技術のPR

市民の耐震改修工法等の知識の向上を図るため、建築関連事業者の協力のもと、ホームページ等を活用し、耐震工法や工事費の目安、耐震改修事例等に関する情報提供を実施する。

3 - 3 市民や関係機関等との協働による取り組みの促進

(1) 地域での取り組みに対する支援

地域単位での耐震化の取り組みを進めるため、建築関連事業者の協力のもと、「地域特性事業」等を活用しながら、地域による地震時の危険箇所の点検等の活動を支援する。

(2) 事業者による取り組みに対する支援

建築関連技術者の耐震化に関する技術力の向上を図るため、魚津建築高等職業訓練校等の協力のもと、建築関連事業者や技術者が主体的に行う耐震診断・補強設計に関する講習会等の活動を支援する。

(3) 計画の管理

本計画で位置づけた目標の達成のため、住宅・建築物の耐震化の進捗状況や社会情勢等を把握、計画内容等の見直し等による適切な計画管理を実施する。

《參考資料》

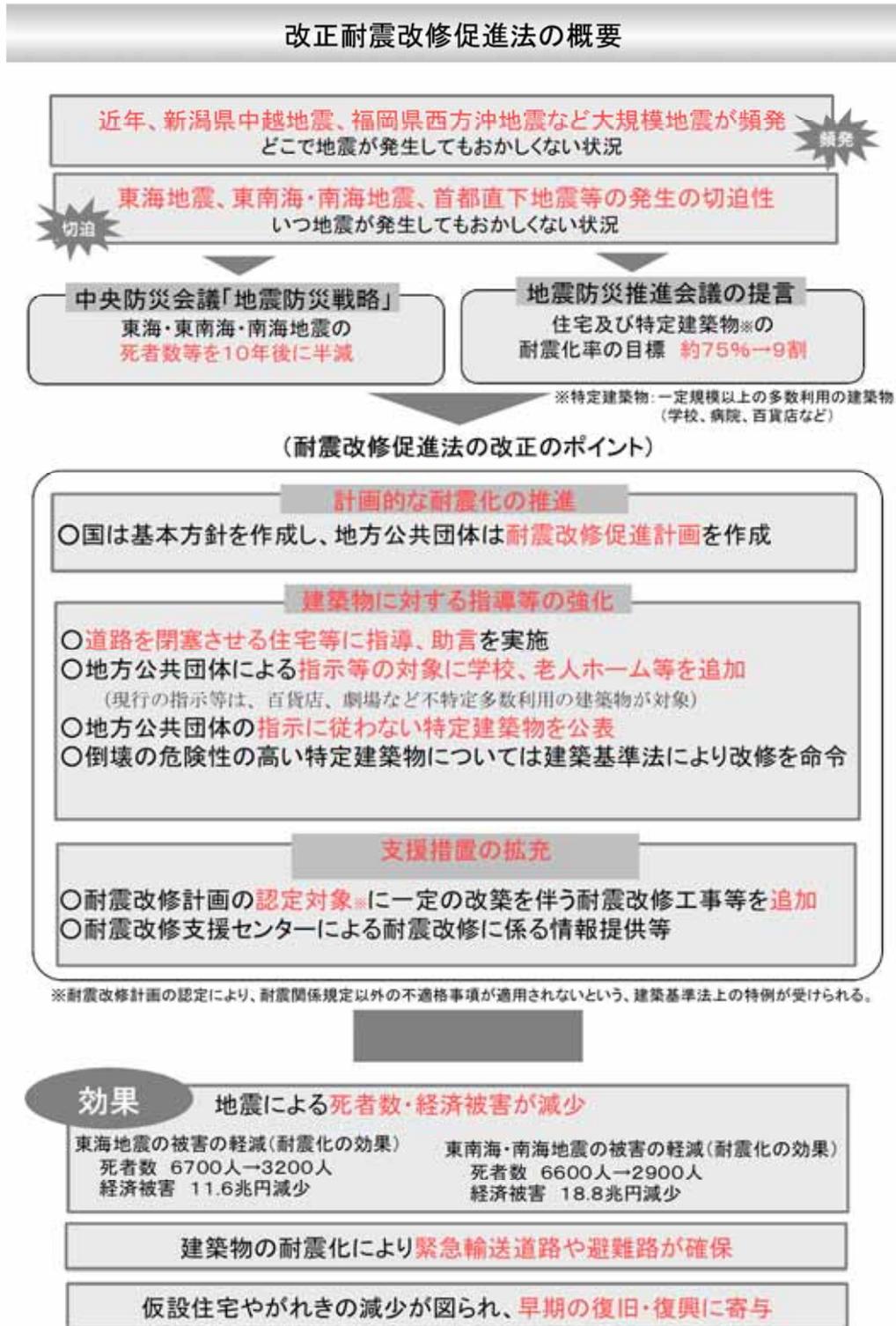
参考資料

参 - 1 特定建築物

用途		特定建築物の規模要件	指示対象となる特定建築物の規模
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む	1,500㎡以上 *屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	-
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
病院、診療所		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
集会場、公会堂		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
展示場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
卸売市場		階数3以上かつ1,000㎡以上	-
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
ホテル、旅館		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿		階数3以上かつ1,000㎡以上	-
事務所		階数3以上かつ1,000㎡以上	-
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	750㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
遊技場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
公衆浴場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービスを営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）		階数3以上かつ1,000㎡以上	-
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
郵便局、保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上
地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物		全て	

参 - 2 耐震改修促進法

(1) 改正耐震改修促進法の概要 (平成 18 年 1 月 26 日施行)



耐震改修促進法に基づく特定建築物の範囲の拡大

指導・助言対象

《現行》

学校、病院、劇場、百貨店、事務所、老人ホーム、賃貸住宅等多数の者が利用する建築物
用途にかかわらず一律
3階・1000㎡以上

《改正》

【特定建築物の(用途に応じた)規模の引き下げ】

- 避難弱者の利用する建築物の規模を引き下げ
- 一般体育館は実態にあわせて1階建てでも対象
- 幼稚園・保育所：2階・500㎡以上
- 小・中学校等：2階・1000㎡以上
- 老人ホーム等：2階・1000㎡以上
- 一般体育館：1000㎡以上(階数要件なし)
- その他の多数利用の建築物：3階・1000㎡以上(現行どおり)

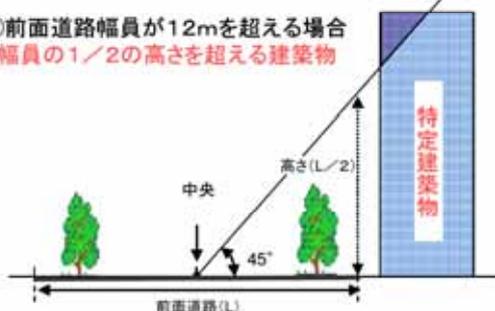
【法改正により追加した特定建築物】

- 道路閉塞させる住宅・建築物(政令により一定の高さ以上のものと規定)※下図参照
- 危険物を取り扱う建築物(政令により危険物の種類・量を規定)

道路閉塞させる住宅・建築物

※多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある住宅・建築物

①前面道路幅員が12mを超える場合
幅員の1/2の高さを超える建築物



②前面道路幅員が12m以下の場合
6mの高さを超える建築物



指示・立入検査対象

《現行》

病院、劇場、百貨店等不特定多数の者が利用する建築物
用途にかかわらず一律
3階・2000㎡以上

《改正》

【特定建築物の(用途に応じた)規模の引き下げ】

- 一般体育館は実態にあわせて1階建てでも対象
- 一般体育館：2000㎡以上(階数要件なし)
- その他の不特定多数の者が利用する建築物：3階・2000㎡以上(現行どおり)

【法改正により追加した指示等の対象となる特定建築物】

- 避難弱者の利用する建築物については小規模なものも対象
- 幼稚園・保育所：2階・750㎡以上
- 小・中学校等：2階・1500㎡以上
- 老人ホーム等：2階・2000㎡以上
- 危険物を取り扱う建築物：500㎡以上

(2) 耐震改修促進法

建築物の耐震改修の促進に関する法律

(平成七年十月二十七日法律第二百二十三号)

最終改正：平成一八年六月二日法律第五〇号

目次

- 第一章 総則（第一条 第三条）
- 第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等（第四条・第五条）
- 第三章 特定建築物に係る措置（第六条・第七条）
- 第四章 建築物の耐震改修の計画の認定（第八条 第十二条）
- 第五章 建築物の耐震改修に係る特例（第十三条 第十六条）
- 第六章 耐震改修支援センター（第十七条 第二十七条）
- 第七章 罰則（第二十八条 第三十条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本

的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
 - 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
 - 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
 - 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
 - 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項
- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
（都道府県耐震改修促進計画等）
- 第五条** 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。
 - 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
 - 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき建築物の敷地に接する道路に関する事項
 - 二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十条に規定する認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
 - 三 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
 - 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に機構又は公社による建築物の耐震診

断及び耐震改修の実施に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社及びその設立団体（地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第四条第二項に規定する設立団体をいい、当該都道府県を除く。）の長の同意を得なければならない。

- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 6 前三項の規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。
- 7 市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。
- 8 市町村は、前項の計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 特定建築物に係る措置

（特定建築物の所有者の努力）

第六条 次に掲げる建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（第八条において「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているもの（以下「特定建築物」という。）の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が前条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

（指導及び助言並びに指示等）

第七条 所管行政庁は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものについて必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
 - 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定建築物
 - 三 前条第二号に掲げる建築物である特定建築物
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築物の所有者に対し、特定建築物の地震に対する安全性に係る

事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物、特定建築物の敷地若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、特定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

- 5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 6 第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

第八条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

- 2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 建築物の位置
- 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
- 三 建築物の耐震改修の事業の内容
- 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
- 五 その他国土交通省令で定める事項

- 3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。

- 一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。

- 二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

- 三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築（柱の径若しくは壁の厚さを増加させ、又は柱若しくは壁のない部分に柱若しくは壁を設けることにより建築物の延べ面積を増加させるものに限る。）、改築（形状の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）を伴わないものに限る。）、大規模の修繕（同法第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同法第十五号に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

- ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあつては、それぞれの工事の計画）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものであること。

- 四 第一項の申請に係る建築物が耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第

三条第二項の規定の適用を受けている耐火建築物（同法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

（１） 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

（２） 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。

5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。

6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。

一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であって、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの

二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等

7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定は、適用しない。

8 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

（計画の変更）

第九条 計画の認定を受けた者（第十三条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

（報告の徴収）

第十条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に係る建築物（以下「認定建築物」という。）の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

（改善命令）

第十一条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（計画の認定の取消し）

第十二条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第五章 建築物の耐震改修に係る特例

（特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例）

第十三条 第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法の規定にかかわらず、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市の区域内にあっては、当該指定都市又は中核市の長。第三項において同じ。）の承認を受けて、その全部又は一部を特定入居者に賃貸することができる。

2 前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合には、当該賃貸借を、借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十八条第一項の規定による建物の賃貸借（国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。）としなければならない。

3 特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者が第一項の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第十一条第一項の規定の適用については、同項中「処分」とあるのは、「処分又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第十三条第二項の規定」とする。

（機構の業務の特例）

第十四条 第五条第三項第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に機構による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条に規定する業務のほか、委託に基づき、政令で定める建築物（同条第三項第二号の住宅又は同項第四号の施設であるものに限る。）の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

（公社の業務の特例）

第十五条 第五条第三項第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、公社は、地方住宅供給公社法第二十一条に規定する業務のほか、委託により、住宅の耐震診断及び耐震改修並びに市街地において自ら又は委託により行った住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

2 前項の規定により公社の業務が行われる場合には、地方住宅供給公社法第四十

九条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第十五条第一項に規定する業務」とする。

（独立行政法人住宅金融支援機構の資金の貸付けについての配慮）

第十六条 独立行政法人住宅金融支援機構は、法令及びその事業計画の範囲内において、認定建築物である住宅の耐震改修が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

第六章 耐震改修支援センター

（耐震改修支援センター）

第十七条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他営利を目的としない法人であって、第十九条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

- 一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

（指定の公示等）

第十八条 国土交通大臣は、前条の規定による指定（以下単に「指定」という。）をしたときは、センターの名称及び住所並びに支援業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

- 2 センターは、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

（業務）

第十九条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 認定事業者が行う認定建築物である特定建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けを行った国土交通省令で定める金融機関の要請に基づき、当該貸付けに係る債務の保証をすること。
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（業務の委託）

第二十条 センターは、国土交通大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託することができる。

- 2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

- (債務保証業務規程)
- 第二十一条** センターは、債務保証業務に関する規程（以下「債務保証業務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 債務保証業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。
- 3 国土交通大臣は、第一項の認可をした債務保証業務規程が債務保証業務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、その債務保証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。
- (事業計画等)
- 第二十二条** センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。
- (区分経理)
- 第二十三条** センターは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。
- 一 債務保証業務及びこれに附帯する業務
- 二 第十九条第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務
- (帳簿の備付け等)
- 第二十四条** センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。
- (監督命令)
- 第二十五条** 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。
- (報告、検査等)
- 第二十六条** 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- (指定の取消し等)
- 第二十七条** 国土交通大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。
- 一 第十八条第二項又は第二十二条から第二十四条までの規定のいずれかに違反したとき。
- 二 第二十一条第一項の認可を受けた債務保証業務規程によらないで債務保証業

務を行ったとき。

三 第二十一条第三項又は第二十五条の規定による命令に違反したとき。

四 第十七条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

五 センター又はその役員が、支援業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により指定を受けたとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第七章 罰則

第二十八条 第七条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条又は第二十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十四条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

三 第二十四条第二項の規定に違反した者

四 第二十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第二十六条第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限)

2 第十四条の規定により機構が委託に基づき行う業務は、当該委託に係る契約が平成二十七年十二月三十一日までに締結される場合に限り行うことができる。

附 則 (平成八年三月三十一日法律第二一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年三月三十一日法律第二六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一七年七月六日法律第八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一月七日法律第一二〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(処分、手続等に関する経過措置)

第二条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律（次項において「旧法」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「新法」という。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

- 2 新法第八条及び第九条の規定は、この法律の施行後に新法第八条第一項又は第九条第一項の規定により申請があった認定の手続について適用し、この法律の施行前に旧法第五条第一項又は第六条第一項の規定により申請があった認定の手続については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成一八年六月二日法律第五〇号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

（調整規定）

- 2 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日が施行日後となる場合には、施行日から同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。次項において「組織的犯罪処罰法」という。）別表第六十二号の規定の適用については、同号中「中間法人法（平成十三年法律第四十九号）第百五十七条（理事等の特別背任）の罪」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三百三十四条（理事等の特別背任）の罪」とする。

- 3 前項に規定するもののほか、同項の場合において、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における組織的犯罪処罰法の規定の適用については、第四百五十七条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における旧中間法人法第百五十七条（理事等の特別背任）の罪は、組織的犯罪処罰法別表第六十二号に掲げる罪とみなす。

参 - 3 建築基準法（耐震規定）の主な変遷

年次	法改正等	概要		
		中規模程度の地震への対応 (震度階 弱程度)	大規模地震への対応 (震度階 程度)	その他 (木造関連)
昭和25年 (1950年)	建築基準法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・通常遭遇する中規模程度の地震に対し、構成部材の<u>大きなひび割れがおこらない</u>ことの確認 		<ul style="list-style-type: none"> ・壁量規定の制定等
昭和34年 (1959年)	建築基準法の改正		<ul style="list-style-type: none"> ・壁量規定の強化 ・防火規定の強化等 	
昭和46年 (1971年)	建築基準法の改正		<ul style="list-style-type: none"> ・基礎規定の強化 ・風雨圧力の検討等 	
昭和56年 (1981年)	建築基準法の改正 (昭和56年6月1日施行)		<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の耐用年限中に1回発生するかもしれない地震に対し、<u>倒壊は起こらない</u>ことの確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・壁量規定の強化 ・軟弱地盤における基礎規定の強化等
平成7年 (1995年)	建築基準法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・接合金物の奨励等 		
平成12年 (2000年)	建築基準法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎の仕様の明確化 ・継ぎ手等の仕様規定の明確化 ・耐力壁の配置規定の整備等 		
⋮	⋮			⋮

旧耐震基準
↑
↓
新耐震基準



魚津市耐震改修促進計画

平成23年1月

魚津市役所都市計画課

〒937-8555 魚津市釈迦堂一丁目10番1号
TEL (0765) 23 - 1031 FAX (0765) 23-1066